

大学院保健医療学研究科

教育理念と教育目標

1 教育理念

医療技術の進展、少子高齢化社会の進行、疾病構造の変化など、保健・医療・福祉を取り巻く社会動向は大きく変わりつつある。さらに、人々の生活環境の多様化、健康に対する意識の変化を背景に、保健・医療・福祉に対する期待は一層高まってきている。

札幌医科大学保健医療学研究科では、関連諸科学と医療の進歩に対応し、地域の保健・医療・福祉の充実と社会の発展に貢献するために、豊かな学識を備えた医療人を育成するとともに、高度な研究能力を培うことを目指す。

2 教育目標

【博士課程前期】

1. 看護学、理学療法学・作業療法学に関する専門性の向上のため、専門分野に関する幅広い知識と確かな技術を有する人材を育成する。
2. 保健・医療・福祉に係わる諸課題に、倫理的・科学的思考に基づいて的確に対応できる人材を育成する。
3. 複雑多様化する社会において人々の健康と生活を支えるとともに、地域医療の発展のために持続的に行動できる保健・医療の実践者、教育者、研究者を育成する。

【博士課程後期】

1. 豊かな発想と科学性、厳格な倫理性に基づき、専門分野における深い学識と関連領域に係る学際的知識を有する人材を育成する。
2. 看護学、理学療法学・作業療法学の学術分野の発展のために、独創的のある理論の構築や技術の向上に取り組める人材を育成する。
3. 保健・医療の研究者、教育者、または実践者として、地域や時代の要請に応える取り組みを企画・推進し、人々の健康と生活に貢献する先端的研究を自立して遂行できる人材を育成する。

アセスメント・ポリシー

保健医療学研究科は、教育の改善・向上のため、教育課程レベル、科目レベル、学修到達レベルの3段階において、学修成果を評価するためのアセスメント・ポリシーを定める。

目的

札幌医科大学大学院保健医療学研究科は、教育の質を保証するとともに継続的な改善を行うためにアセスメント・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシー（DP）に示された学修成果の修得状況、及び教育課程に関する評価・検証を行う。アセスメント・ポリシーでは、教育課程レベルの評価、科目レベルの評価、学修到達レベルの評価等に関し、必要な事項を定める。評価方法としては、学生の修得状況を直接的に測定する直接評価に加えて、アンケート等による間接評価を採り入れる。これらの取組みを通して、教育課程、教育内容・方法の改善・向上につなげる。

評価の概要

1. 教育課程レベルの評価：研究実績調査、学修成果に係る修了時調査、研究計画書・学位論文の達成水準等により、教育課程全体を通じた学修成果を評価するとともにカリキュラムの適切性を検証し、改善に活用する。
2. 科目レベルの評価：授業評価アンケート、到達目標に対する自己評価等により、各科目における学修成果の達成状況、教育内容・方法の適切性を評価し、個々の教員による授業改善に活用する。
3. 学修到達レベルの評価：研究計画書・学位論文の評価、DP達成に対する自己評価等から、個々の学生の課題認識につなげる。科目ごとの成績評価は、レポート、プレゼンテーション等、シラバスに記載する評価基準によって行う。

実施体制

学修成果の評価は、以下の体制で実施する。

1. 具体的なアセスメント内容・方法を明確化する。
2. アセスメントの推進組織は保健医療学部等内部質保証推進会議、実施組織は保健医療学研究科教務委員会とする。
3. 評価に関わる各種データの取扱いについては関係規定を遵守するとともに、個人情報の保護に努める。
4. 評価結果、改善状況等について、ホームページ等を活用して積極的に公表する。

主な評価内容・方法

主な評価方法は、以下のとおりとする。

1. 研究計画書審査基準に基づく評価：研究計画書の内容を審査基準に基づき、項目ごとに評価する。
2. 学位論文審査基準に基づく評価：学位論文の成果を審査基準に基づき、項目ごとに評価する。
3. DPに掲げる能力・資質に関する評価：修了時アンケートにおいて達成水準を自己評価する。
3. 授業評価アンケート：授業の満足度や理解度等から科目ごとの目標達成状況を評価する。
4. 学会発表、論文公表、研究助成応募状況・活動実績（TA・RA）：状況調査により把握する。

アセスメント・リスト

	内容	実施時期	方法	評価レベル	実施組織
1	研究計画書	研究計画書審査時	研究計画書審査基準による評価（ルーブリック）	教育課程レベル 学修到達レベル	研究科教務委員会
2	学位論文	学位論文審査時	学位論文審査基準による評価（ルーブリック）	教育課程レベル 学修到達レベル	研究科教務委員会

3	授業評価	学期末	科目ごとの学生による評価	教育課程レベル 科目レベル	研究科教務委員会
4	修了時アンケート	修了時	アンケート	教育課程レベル 学修到達レベル	研究科教務委員会
5	学会発表、論文公表	毎年次（学位論文公表まで）	届出	教育課程レベル	研究科教務委員会

教育課程（博士課程前期）

1 授業の履修要領

（1）修了要件

博士課程前期（看護学専攻及び理学療法学・作業療法学専攻）を修了するには、次の要件が必要です。

- ① 在学期間が2年以上あること。
- ② 履修基準に基づく所定の授業科目について30単位以上を修得すること。
- ③ 必要な研究指導を受けた上、修士論文（看護学専攻専門看護師コースにおいては、特定の課題研究の成果をもって代えることができる。以下同じ）を所定の期日までに提出し、その審査及び最終試験に合格すること。

（2）早期修了要件

博士課程前期に1年以上在学し、次の要件を満たす場合には、早期に修士論文を提出することができます。

- ① 主論文に関連した学位論文審査願提出時から過去3年以内の参考論文がレフリース付き全国誌レベルの関連雑誌に掲載済、もしくは掲載予定のものが2篇以上あること。
（申請院生が第1著者である論文とする。）
- ② 22単位以上の単位を既に修得していること。

（3）指導教員

- ① 指導教員は、修士論文の作成指導を行うほか、履修科目の指導・アドバイス、その他教育研究についての相談を行う。
- ② 入学後に提出する「研究指導計画書」に基づいて、学生一人ひとりに、研究しようとする領域に応じた指導教員がつく。

（4）科目履修

- ① 教育課程表に基づき、専攻ごとに履修基準に定める授業科目について必要な単位を修得すること。
- ② 履修しようとする授業科目については、「授業科目履修届」の提出が必要となる。
- ③ 授業科目履修届は、次の期日までに学務課大学院係に提出すること。
ア 前期履修科目 4月第4金曜日まで
イ 後期履修科目 10月第2金曜日まで
- ④ 選択科目については、他専攻の専門科目も履修することができる。ただし、修了要件の単位とはならない。

（5）学位論文・最終試験

学位論文の作成に関しては、別冊「論文作成の手引き」に詳細が記載されています。

- ① 研究計画書
提出期日：別冊「論文作成の手引き」参照
専攻別に研究計画書の審査会を行う。
- ② 学位論文
提出期日：別冊「論文作成の手引き」参照
- ③ 論文審査・最終試験
学位論文提出後、論文審査を行う。（審査委員決定後4週間以内）
論文審査時に、その論文を中心とする最終試験を行う。
論文審査及び最終試験に合格した者は、教育課程を修了する。

(6) 学位の授与

① 看護学専攻

教育課程の修了が認められた者に、修士（看護学）の学位を授与する。

② 理学療法学・作業療法学専攻

教育課程の修了が認められた者に、修士（理学療法学）又は修士（作業療法学）の学位を授与する。

(7) 留学の取扱い

① 国内留学

ア 本学大学院保健医療学研究科と同等以上と認められる国内の大学・研究機関において、学生が課程履修上必要な研究に従事する場合、当該研究期間は本学の在学期間として取り扱うものとする。ただし、留学期間は、原則として1年以内とする。

イ 国内留学をしようとする学生は、主任指導教員を経て国内留学願を学長に提出する。

ウ 国内留学は、保健医療学研究科委員会の議を経て学長が許可する。必要がある場合は、主任指導教員に保健医療学研究科委員会において所用事項の説明を求める。

エ 国内留学を修了した学生は、帰学後速やかに国内留学修了届に留学中に得た成果についての報告書（4,000字以内）を添付し、主任指導教員及び保健医療学研究科長を経て学長に提出する。

② 外国留学

ア 本学大学院保健医療学研究科と同等以上と認められる外国の適当な大学・研究機関において、自らの研究テーマに関連する純粋な研究（単なる修練、視察等を除く。）に従事する場合、当該研究期間は本学の在学期間として取り扱うものとする。ただし、留学期間は、原則として1年以内とする。

イ 外国留学をしようとする学生は、主任指導教員を経て外国留学願を学長に提出する。

ウ 外国留学は、保健医療学研究科委員会の議（主任指導教員は必要な事項について説明する。）を経て学長が許可する。

エ 外国留学を修了した学生は、帰国後速やかに外国留学修了届に留学中に得た成果についての報告書（4,000字以内）を添付し、主任指導教員及び保健医療学研究科長を経て学長に提出する。

2 授業科目、履修基準及び履修モデル

(1) 看護学専攻

看護学専攻の教育課程は、専攻独自の専門科目、両専攻共通の共通科目及び専攻分野の研究（看護学特別研究及び看護学課題研究）から構成し、専門分野と同時に基礎的学問分野の幅広い学習・研究活動ができる選択科目を編成している。

また、院生の目的に合わせて、以下の2つのコースを設けている。

1) 修士論文コース

専門領域での専門性を高め、研究能力の開発をめざすコース。

専門領域には、基礎看護科学、感染看護学、女性健康看護学、小児健康看護学、成人健康看護学、老年健康看護学、精神看護学、地域看護学、臨床内科学、臨床外科学の10分野がある。

2) 専門看護師コース

日本看護協会が認定するCNS（専門看護師）をめざす人々に対するコース。

小児看護、クリティカルケア看護、精神看護の3領域がある。

○授業科目

※「保健医療統計学特論1」「保健医療統計学特論2」については令和8年度開講しない。

区分	専門領域	授業科目	開講時期	単位数	修士論文コース		専門看護師コース	
					必修	選択	必修	選択
専門科目	支持科目	看護理論特論	1 学年前期	2	2単位			2単位
		看護学研究法特論	1 学年通年	2	2単位			2単位
		看護教育学特論	1 学年前期	2		2単位		2単位
		看護管理特論	1 学年前期	2		2単位		2単位
		看護倫理特論	1 学年後期	2		2単位		2単位
		コンサルテーション論	1 学年後期	2		2単位		2単位
	領域科目	フィジカルアセスメント	1 学年通年	2		2単位	2単位	
		病態生理学	1 学年前期	2		2単位	2単位	
		臨床薬理学	1 学年前期	2		2単位	2単位	
		基礎看護科学特論	1 学年前期	3		3単位		3単位
		基礎看護科学特論演習	1 学年後期	2		2単位		2単位
		感染看護学特論	1 学年前期	3		3単位		3単位
		感染看護学特論演習	1 学年後期	2		2単位		2単位
		女性健康看護学特論	1 学年前期	3		3単位		3単位
		女性健康看護学特論演習	1 学年後期	2		2単位		2単位
		小児健康看護学特論 1	1 学年前期	2		2単位	2単位	
		小児健康看護学特論 2	1 学年前期	2		2単位	2単位	
		小児健康看護学特論 3	1 学年通年	2		2単位	2単位	
		小児健康看護学特論 4	1 学年後期～2 学年前期	2		2単位	2単位	
		小児健康看護学特論演習 1	1 学年通年	2		2単位	2単位	
		小児健康看護学特論演習 2	1 学年後期～2 学年前期	2		2単位	2単位	
		小児健康看護学特論演習 3	1 学年後期～2 学年前期	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論 1	1 学年前期	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論 2	1 学年前期	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論 3	1 学年前期	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論演習 1	1 学年後期	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論演習 2	1 学年後期	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論演習 3	1 学年後期	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論演習 4	1 学年後期	2		2単位	2単位	
		老年健康看護学特論	1 学年前期	3		3単位		3単位
		老年健康看護学特論演習	1 学年後期	2		2単位		2単位
		精神看護学特論 1	1 学年前期	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論 2	1 学年前期	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論 3	1 学年前期	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論演習 1	1 学年後期	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論演習 2	1 学年後期	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論演習 3	1 学年後期	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論演習 4	1 学年後期	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論演習 5	1 学年後期	2		2単位	2単位	
		地域看護学特論	1 学年前期	3		3単位		3単位
		地域看護学特論演習	1 学年通年	2		2単位		2単位
		臨床内科学特論	1 学年前期	3		3単位		3単位
		臨床内科学特論演習	1 学年後期	2		2単位		2単位
		臨床外科学特論	1 学年前期	3		3単位		3単位
		臨床外科学特論演習	1 学年後期	2		2単位		2単位
		臨地実習（小児看護） 1	2 学年通年	2				2単位
		臨地実習（小児看護） 2	2 学年通年	2				2単位
		臨地実習（小児看護） 3	2 学年通年	6				6単位
		臨地実習（クリティカルケア看護） 1	2 学年通年	8				8単位
		臨地実習（クリティカルケア看護） 2	2 学年通年	2				2単位
臨地実習（精神看護） 1	1 学年通年	4				4単位		
臨地実習（精神看護） 2	2 学年通年	4				4単位		
臨地実習（精神看護） 3-1	2 学年通年	2				2単位		
臨地実習（精神看護） 3-2	2 学年通年	2				2単位		
看護学特別研究	1 学年後期～通年	10		10単位				
看護学課題研究	1 学年後期～通年	4				4単位		

共通科目	支持科目	保健医療情報システム特論 1	全学年前期	2		2単位		2単位
		保健医療情報システム特論 2	全学年後期	2		2単位		2単位
		ヒューマンサイエンス研究法特論 1	1 学年前期	2		2単位		2単位
		ヒューマンサイエンス研究法特論 2	1 学年後期	2		2単位		2単位
		保健医療統計学特論 1	1 学年後期	2		2単位		2単位
		保健医療統計学特論 2	1 学年後期	2		2単位		2単位
		疫学・社会調査法特論 1	1 学年前期	2		2単位		2単位
		疫学・社会調査法特論 2	1 学年後期	2		2単位		2単位
		保健医療教育学特論	全学年前期	2		2単位		2単位
	基盤科目	研究倫理特論	全学年通年	1	1単位		1単位	
		病態生理学特論	1 学年後期	2		2単位		2単位
		病態治療学特論 1	1 学年後期	2		2単位		2単位
		病態治療学特論 2	1 学年後期	2		2単位		2単位
		保健医療学セミナー	全学年通年	2		2単位		2単位
(修了に必要な単位)					20単位	10単位	35単位	8単位
計					30単位以上		43単位以上	

○履修基準

<修士論文コース>

授 業 科 目		単 位 数
必 修	看護理論特論	2 単位
	看護学研究法特論	2 単位
	主要専攻領域の科目	5 単位
	看護学特別研究	10単位
	研究倫理特論	1 単位
選 択	上記必修科目を除く全ての科目	10単位以上
合 計		30単位以上

看護学特別研究では、専攻する領域において研究課題を設定し、指導教員の指導のもと、修士論文を作成する。

<専門看護師コース>

授 業 科 目		単 位 数
必 修	フィジカルアセスメント	2 単位
	病態生理学	2 単位
	臨床薬理学	2 単位
	専攻する領域の科目	14単位以上
	看護学課題研究	4 単位
	臨地実習	10単位
	研究倫理特論	1 単位
選 択	看護理論特論、看護学研究法特論	8 単位以上
	看護管理特論、看護倫理特論	
	コンサルテーション論、看護教育学特論	
合 計		43単位以上

看護学課題研究では、小児看護・クリティカルケア看護および精神看護から専攻領域を選択し、臨床に密着した実践的な研究課題を設定し、指導教員の指導のもと、課題研究論文を作成する。

○履修モデル

区分	専門領域	授業科目	開講時期	単位数
専門科目	支持科目	看護理論特論	1 学年前期	2
		看護学研究法特論	1 学年通年	2
		看護教育学特論	1 学年前期	2
		看護管理特論	1 学年前期	2
		看護倫理特論	1 学年後期	2
		コンサルテーション論	1 学年後期	2
	領域科目	フィジカルアセスメント	1 学年通年	2
		病態生理学	1 学年前期	2
		臨床薬理学	1 学年前期	2
		基礎看護科学特論	1 学年前期	3
		基礎看護科学特論演習	1 学年後期	2
		感染看護学特論	1 学年前期	3
		感染看護学特論演習	1 学年後期	2
		女性健康看護学特論	1 学年前期	3
		女性健康看護学特論演習	1 学年後期	2
		小児健康看護学特論 1	1 学年前期	2
		小児健康看護学特論 2	1 学年前期	2
		小児健康看護学特論 3	1 学年通年	2
		小児健康看護学特論 4	1 学年後期～2 学年前期	2
		小児健康看護学特論演習 1	1 学年通年	2
		小児健康看護学特論演習 2	1 学年後期～2 学年前期	2
		小児健康看護学特論演習 3	1 学年後期～2 学年前期	2
		成人看護学特論 1	1 学年前期	2
		成人看護学特論 2	1 学年前期	2
		成人看護学特論 3	1 学年前期	2
		成人看護学特論演習 1	1 学年後期	2
		成人看護学特論演習 2	1 学年後期	2
		成人看護学特論演習 3	1 学年後期	2
		成人看護学特論演習 4	1 学年後期	2
		老年健康看護学特論	1 学年前期	3
		老年健康看護学特論演習	1 学年後期	2
		精神看護学特論 1	1 学年前期	2
		精神看護学特論 2	1 学年前期	2
		精神看護学特論 3	1 学年前期	2
		精神看護学特論演習 1	1 学年後期	2
		精神看護学特論演習 2	1 学年後期	2
		精神看護学特論演習 3	1 学年後期	2
		精神看護学特論演習 4	1 学年後期	2
		精神看護学特論演習 5	1 学年後期	2
		地域看護学特論	1 学年前期	3
		地域看護学特論演習	1 学年通年	2
		臨床内科学特論	1 学年前期	3
	臨床内科学特論演習	1 学年後期	2	
	臨床外科学特論	1 学年前期	3	
	臨床外科学特論演習	1 学年後期	2	
	臨地実習（小児看護） 1	2 学年通年	2	
	臨地実習（小児看護） 2	2 学年通年	2	
臨地実習（小児看護） 3	2 学年通年	6		
臨地実習（クリティカルケア看護） 1	2 学年通年	8		
臨地実習（クリティカルケア看護） 2	2 学年通年	2		
臨地実習（精神看護） 1	1 学年通年	4		
臨地実習（精神看護） 2	2 学年通年	4		
臨地実習（精神看護） 3-1	2 学年通年	2		
臨地実習（精神看護） 3-2	2 学年通年	2		
看護学特別研究	1 学年後期～通年	10		
看護学課題研究	1 学年後期～通年	4		
共通科目	支持科目	保健医療情報システム特論1	全学年前期	2
		保健医療情報システム特論2	全学年後期	2
		ヒューマンサイエンス研究法特論1	1 学年前期	2
		ヒューマンサイエンス研究法特論2	1 学年後期	2
		保健医療統計学特論1	1 学年後期	2
		保健医療統計学特論2	1 学年後期	2
		疫学・社会調査法特論1	1 学年前期	2
		疫学・社会調査法特論2	1 学年後期	2
	保健医療教育学特論	全学年前期	2	
	基盤科目	研究倫理特論	全学年通年	1
		病態生理学特論	1 学年後期	2
		病態治療学特論 1	1 学年後期	2
		病態治療学特論 2	1 学年後期	2
		保健医療学セミナー	全学年通年	2

(修了に必要な単位)

(2) 理学療法学・作業療法学専攻

理学療法学・作業療法学専攻の教育課程は、次のとおり、専攻独自の専門科目、両専攻共通の共通科目及び専攻分野の研究（理学療法学・作業療法学特別研究）から構成し、専門分野と同時に基礎的学問分野の幅広い学習・研究活動ができる選択科目を編成している。

○授業科目

※「保健医療統計学特論1」、「保健医療統計学特論2」については令和8年度開講しない。

区分	専門領域	授業科目	開講時期	単位数	必修	選択
専門科目	支持科目	理学療法学研究法特論	1 学年通年	3 単位	3 単位	
		作業療法学研究法特論	1 学年通年	3 単位	3 単位	
		リハビリテーション教育学特論	1 学年後期	2 単位		2 単位
		リハビリテーション管理学特論	2 学年前期又は後期	2 単位		2 単位
		リハビリテーション特別課題研究	1 学年後期～2 学年前期	2 単位		2 単位
	領域科目	神経・発達障害理学療法学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位
		神経・発達障害理学療法学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位
		感覚統合障害学特論	1 学年後期	2 単位		2 単位
		感覚統合障害学特論演習	2 学年前期	2 単位		2 単位
		生体工学・スポーツ整形外科学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位
		生体工学・スポーツ整形外科学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位
		中枢神経機能障害学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位
		中枢神経機能障害学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位
		スポーツ理学療法学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位
		スポーツ理学療法学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位
		活動能力障害学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位
		活動能力障害学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位
		臨床精神・脳機能学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位
		臨床精神・脳機能学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位
		精神障害リハビリテーション学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位
		精神障害リハビリテーション学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位
		高齢者・地域健康科学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位
		高齢者・地域健康科学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位
		神経・認知機能治療学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位
		神経・認知機能治療学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位
		筋機能制御学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位
		筋機能制御学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位
		生体機能評価学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位
		生体機能評価学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位
		生体システム解剖学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位
		生体システム解剖学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位
		作業科学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位
		作業科学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位
地域生活科学特論	1 学年前期	2 単位		2 単位		
地域生活科学特論演習	1 学年後期	2 単位		2 単位		
理学療法学・作業療法学特別研究		1 学年後期～通年	10 単位	10 単位		
共通科目	支持科目	保健医療情報システム特論 1	全学年前期	2 単位		2 単位
		保健医療情報システム特論 2	全学年後期	2 単位		2 単位
		ヒューマンサイエンス研究法特論 1	1 学年前期	2 単位		2 単位
		ヒューマンサイエンス研究法特論 2	1 学年後期	2 単位		2 単位
		保健医療統計学特論 1	1 学年後期	2 単位		2 単位
		保健医療統計学特論 2	1 学年後期	2 単位		2 単位
		疫学・社会調査法特論 1	1 学年前期	2 単位		2 単位
		疫学・社会調査法特論 2	1 学年後期	2 単位		2 単位
		保健医療教育学特論	全学年前期	2 単位		2 単位
		基盤科目	研究倫理特論	全学年通年	1 単位	1 単位
	病態生理学特論		1 学年後期	2 単位		2 単位
	病態治療学特論 1		1 学年後期	2 単位		2 単位
	病態治療学特論 2		1 学年後期	2 単位		2 単位
	保健医療セミナー		全学年通年	2 単位		2 単位
	(修了に必要な単位)					18 単位
計					30 単位以上	

○履修基準

授 業 科 目		単 位 数
必 修	理学療法学研究法特論又は作業療法学研究法特論	3単位
	主要専攻領域の科目	4単位
	理学療法学・作業療法学特別研究	10単位
	研究倫理特論	1単位
選 択	上記必修科目を除く全ての科目	12単位以上
合 計		30単位以上

理学療法学・作業療法学特別研究では、専門領域科目の中から研究課題を選択し、指導教員の研究指導のもとに、修士論文を作成するための研究を推進する。

○履修モデル

区分	専門領域	授業科目	開講時期	単位数	履修基準	モデル 神経・発達障害 理学療法学
専門科目	支持科目	理学療法学研究法特論	1 学年通年	3	■	■
		作業療法学研究法特論	1 学年通年	3	■	
		リハビリテーション教育学特論	1 学年後期	2	○	
		リハビリテーション管理学特論	2 学年前期又は後期	2	○	
		リハビリテーション特別課題研究	1 学年後期～2 学年前期	2	○	○
	領域科目	神経・発達障害理学療法学特論	1 学年前期	2	●	●
		神経・発達障害理学療法学特論演習	1 学年後期	2	●	●
		感覚統合障害学特論	1 学年後期	2	●	
		感覚統合障害学特論演習	2 学年前期	2	●	
		生体工学・スポーツ整形外科学特論	1 学年前期	2	●	○
		生体工学・スポーツ整形外科学特論演習	1 学年後期	2	●	○
		中枢神経機能障害学特論	1 学年前期	2	●	
		中枢神経機能障害学特論演習	1 学年後期	2	●	
		スポーツ理学療法学特論	1 学年前期	2	●	
		スポーツ理学療法学特論演習	1 学年後期	2	●	
		活動能力障害学特論	1 学年前期	2	●	
		活動能力障害学特論演習	1 学年後期	2	●	
		臨床精神・脳機能学特論	1 学年前期	2	●	○
		臨床精神・脳機能学特論演習	1 学年後期	2	●	○
		精神障害リハビリテーション学特論	1 学年前期	2	●	
		精神障害リハビリテーション学特論演習	1 学年後期	2	●	
		高齢者・地域健康科学特論	1 学年前期	2	●	
		高齢者・地域健康科学特論演習	1 学年後期	2	●	
		神経・認知機能治療学特論	1 学年前期	2	●	
		神経・認知機能治療学特論演習	1 学年後期	2	●	
		筋機能制御学特論	1 学年前期	2	●	
		筋機能制御学特論演習	1 学年後期	2	●	
		生体機能評価学特論	1 学年前期	2	●	
	生体機能評価学特論演習	1 学年後期	2	●		
	生体システム解剖学特論	1 学年前期	2	●		
	生体システム解剖学特論演習	1 学年後期	2	●		
	作業科学特論	1 学年前期	2	●		
	作業科学特論演習	1 学年後期	2	●		
地域生活科学特論	1 学年前期	2	●			
地域生活科学特論演習	1 学年後期	2	●			
理学療法学・作業療法学特別研究	1 学年後期～通年	10	■	■		
共通科目	支持科目	保健医療情報システム特論 1	全学年前期	2	○	
		保健医療情報システム特論 2	全学年後期	2	○	
		ヒューマンサイエンス研究法特論 1	1 学年前期	2	○	
		ヒューマンサイエンス研究法特論 2	1 学年後期	2	○	
		保健医療統計学特論 1	1 学年後期	2	○	
		保健医療統計学特論 2	1 学年後期	2	○	
		疫学・社会調査法特論 1	1 学年前期	2	○	
		疫学・社会調査法特論 2	1 学年後期	2	○	
		保健医療教育学特論	全学年前期	2	○	
	基盤科目	研究倫理特論	全学年通年	1	■	■
		病態生理学特論	1 学年後期	2	○	
		病態治療学特論 1	1 学年後期	2	○	
		病態治療学特論 2	1 学年後期	2	○	
		保健医療学セミナー	全学年通年	2	○	○
		(修了に必要な単位) 30単位				

■:必修科目 ●:専攻領域における必修科目 ○:選択科目

教育課程（博士課程後期）

1 授業の履修要領

（1）修了要件

博士課程後期（看護学専攻及び理学療法学・作業療法学専攻）を修了するには、次の要件が必要。

- ① 在学期間が3年以上あること。
- ② 履修基準に基づく所定の授業科目について10単位以上を修得すること。
- ③ 必要な研究指導を受けた上、博士論文を所定の期日までに提出し、その審査及び最終試験に合格すること。
- ④ 博士論文の提出は、下記の2つの要件のうち、いずれかを満たすものとする。
 - ア 博士論文審査を申請しようとする論文が刊行されている場合
 - i 審査申請者（以下「申請者」）を筆頭著者とし、査読制度のある日本学会議学術研究団体の刊行する学術誌、またはインパクトファクターを有する学術誌に掲載、あるいはアクセプトされた原著論文であること。
 - ii 当該原著論文の別刷の提出をもって、審査申請論文（以下「申請論文」）とする。なお、別刷を提出できない場合は、当該学術誌の編集委員会等が発行する掲載証明書等を添付した投稿論文のコピーを提出する。
 - iii 申請論文が共著の場合は、審査申請時に全共著者からの承諾書兼誓約書を提出する。
 - イ ア以外の場合
 - i 未発表の申請論文に加えて、申請者を筆頭著者とし、全国誌レベルの学術誌に掲載、あるいはアクセプトされた論文1篇を参考論文として提出する。
 - ii 参考論文は、申請論文に合わせて別刷を提出する。別刷を提出できない場合は、学術誌の編集委員会等が発行する掲載証明書等を添付した投稿論文のコピーを提出する。

（2）早期修了要件

博士課程後期に1年6カ月以上在学し、次の要件を満たす場合には、早期に博士論文を提出することができる。

- ① 主論文に関連した学位論文審査願提出時から過去5年以内の英文の参考論文がレフリー付き国際誌レベルの関連雑誌に掲載済、もしくは掲載予定のものが2篇以上あること。
（申請院生が第1著者である論文とする。）
- ② 10単位以上の単位を既に修得していること。

（3）指導教員

- ① 指導教員は、博士論文の作成指導を行うほか、履修科目の指導・アドバイス、その他教育研究についての相談を行う。
- ② 入学後に提出する「研究指導計画書」に基づいて、学生一人ひとりに、研究しようとする領域に応じた指導教員がつく。

（4）科目履修

教育課程表に基づき、専門領域ごとの授業科目について、必要な単位を修得すること。

- ① 講義（特講）2単位以上（指導教員の特講及び他の教員の特講又は他の領域の特講）
- ② 演習（特講演習）4単位以上
- ③ 特別研究4単位以上
- ④ 履修しようとする授業科目については、「授業科目履修届」の提出が必要となる。
- ⑤ 授業科目履修届は、次の期日までに学務課大学院係に提出すること。
 - ア 前期履修科目 4月第4金曜日まで
 - イ 後期履修科目 10月第2金曜日まで

(5) 学位論文・最終試験

学位論文の作成に関しては、別冊「論文作成の手引き」に詳細が記載されています。

① 研究計画書

提出期日：別冊「論文作成の手引き」参照

② 学位論文

提出期日：別冊「論文作成の手引き」参照

③ 論文審査・最終試験

学位論文提出後、論文審査を行う。

(審査委員決定後4週間以内)

論文審査時に、その論文を中心とする口答又は筆答による最終試験を行う。

論文審査及び最終試験に合格した者は、教育課程を修了する。

(6) 学位の授与

① 看護学専攻

教育課程の修了が認められた者に、博士(看護学)の学位が授与される。

② 理学療法学及び作業療法学専攻

教育課程の修了が認められた者に、博士(理学療法学)又は博士(作業療法学)の学位が授与される。

(7) 留学の取扱い

① 国内留学

ア 本学大学院保健医療学研究科と同等以上と認められる国内の大学・研究機関において、学生が課程履修上必要な研究に従事する場合、当該研究期間は本学の在学期間として取り扱うものとする。ただし、留学期間は、原則として1年以内とする。

イ 国内留学をしようとする学生は、主任指導教員を経て国内留学願を学長に提出する。

ウ 国内留学は、保健医療学研究科委員会の議を経て学長が許可する。必要がある場合は、主任指導教員に保健医療学研究科委員会において所用事項の説明を求める。

エ 国内留学を修了した学生は、帰学後速やかに国内留学修了届に留学中に得た成果についての報告書(4,000字以内)を添付し、主任指導教員及び保健医療学研究科長を経て学長に提出する。

② 外国留学

ア 本学大学院保健医療学研究科と同等以上と認められる外国の適当な大学・研究機関において、自らの研究テーマに関連する純粋な研究(単なる修練、視察等を除く。)に従事する場合、当該研究期間は本学の在学期間として取り扱うものとする。ただし、留学期間は、原則として1年以内とする。

イ 外国留学をしようとする学生は、主任指導教員を経て外国留学願を学長に提出する。

ウ 外国留学は、保健医療学研究科委員会の議(主任指導教員は必要な事項について説明する。)を経て学長が許可する。

エ 外国留学を修了した学生は、帰国後速やかに外国留学修了届に留学中に得た成果についての報告書(4,000字以内)を添付し、主任指導教員及び保健医療学研究科長を経て学長に提出する。

2 授業科目及び履修基準

(1) 看護学専攻

○専門科目

授業科目	開講時期	単位数
基礎看護科学特講	1 学年前期	2 単位
基礎看護科学特講演習	1 学年後期	4 単位
感染看護学特講	1 学年前期	2 単位
感染看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
女性健康看護学特講	1 学年前期	2 単位
女性健康看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
小児健康看護学特講	1 学年前期	2 単位
小児健康看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
成人健康看護学特講	1 学年前期	2 単位
成人健康看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
老年健康看護学特講	1 学年前期	2 単位
老年健康看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
精神看護学特講	1 学年前期	2 単位
精神看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
地域看護学特講	1 学年前期	2 単位
地域看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
臨床内科学特講	1 学年前期	2 単位
臨床内科学特講演習	1 学年後期	4 単位

(2) 理学療法学・作業療法学専攻

○専門科目

授業科目	開講時期	単位数
神経・発達障害理学療法学特講	1 学年前期	2 単位
神経・発達障害理学療法学特講演習	1 学年後期	4 単位
感覚統合障害学特講	1 学年前期	2 単位
感覚統合障害学特講演習	1 学年後期	4 単位
生体工学・スポーツ整形外科学特講	1 学年前期	2 単位
生体工学・スポーツ整形外科学特講演習	1 学年後期	4 単位
中枢神経機能障害学特講	1 学年前期	2 単位
中枢神経機能障害学特講演習	1 学年後期	4 単位
スポーツ理学療法学特講	1 学年前期	2 単位
スポーツ理学療法学特講演習	1 学年後期	4 単位
活動能力障害学特講	1 学年前期	2 単位
活動能力障害学特講演習	1 学年後期	4 単位
臨床精神・脳機能学特講	1 学年前期	2 単位
臨床精神・脳機能学特講演習	1 学年後期	4 単位
精神障害リハビリテーション学特講	1 学年前期	2 単位
精神障害リハビリテーション学特講演習	1 学年後期	4 単位
高齢者・地域健康科学特講	1 学年前期	2 単位
高齢者・地域健康科学特講演習	1 学年後期	4 単位
神経・認知機能治療学特講	1 学年前期	2 単位
神経・認知機能治療学特講演習	1 学年後期	4 単位
筋機能制御学特講	1 学年前期	2 単位
筋機能制御学特講演習	1 学年後期	4 単位

授業科目	開講時期	単位数
臨床外科学特講	1 学年前期	2 単位
臨床外科学特講演習	1 学年後期	4 単位
看護学特別研究	通年	4 単位

○自由選択科目

保健医療教育学特論	全学年前期	2 単位
-----------	-------	------

○履修基準

区分	授業科目	単位
必修	看護学特別研究	4 単位
選択	主要専攻領域の科目	6 単位
合計		10 単位以上

看護学特別研究では、指導教員の研究指導を受け、研究課題を設定し、博士論文を作成するための研究を推進する。

授業科目	開講時期	単位数
生体機能評価学特講	1 学年前期	2 単位
生体機能評価学特講演習	1 学年後期	4 単位
生体システム解剖学特講	1 学年前期	2 単位
生体システム解剖学特講演習	1 学年後期	4 単位
理学療法学・作業療法学特別研究	通年	4 単位

○自由選択科目

リハビリテーション教育学特論	全学年後期	2 単位
保健医療教育学特論	全学年前期	2 単位

○履修基準

区分	授業科目	単位
必修	理学療法学・作業療法学特別研究	4 単位
選択	主要専攻領域の科目	6 単位
合計		10 単位以上

理学療法学・作業療法学特別研究では、専門領域科目の中から研究課題を選択し、指導教員の研究指導のもとに、博士論文を作成するための研究を推進する。

※博士課程前期にて「保健医療教育学特論」を履修し単位認定を受けた者は、博士課程後期において「保健医療教育学特論」を履修し、単位認定を受けることは出来ない。

札幌医科大学大学院学則（平成19年4月1日規程第51号）

第1章 総則

（目的）

第1条 札幌医科大学大学院（以下「大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

（人材育成の目的及び教育研究上の目的）

第1条の2 大学院は、研究科又は課程ごとに、教育研究上の目的を定めるものとする。

2 前項の教育研究上の目的は、別表のとおりとする。

（研究科及び課程）

第2条 大学院に医学研究科及び保健医療学研究科を置く。

2 医学研究科は、博士課程と修士課程とする。

3 保健医療学研究科は、博士課程とし、前期の課程（以下「博士課程前期」という。）と後期の課程（以下「博士課程後期」という。）に区分する。なお、博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

4 博士課程（博士課程前期を除く。）は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度で専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5 修士課程及び博士課程前期は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要能力を養うことを目的とする。

（専攻）

第3条 医学研究科及び保健医療学研究科に次の専攻を置く。

(1) 医学研究科修士課程

医科学専攻

(2) 医学研究科博士課程

地域医療人間総合医学

分子・器官制御医学

情報伝達制御医学

(3) 保健医療学研究科

看護学

理学療法学・作業療法学

（修業年限）

第4条 大学院の標準修業年限は、次のとおりとする。

(1) 医学研究科修士課程 2年

(2) 医学研究科博士課程 4年

(3) 保健医療学研究科博士課程 5年

(4) 保健医療学研究科博士課程前期 2年

(5) 保健医療学研究科博士課程後期 3年

（長期にわたる教育課程の履修）

第4条の2 大学院の学生が、職業を有している等の事情により、前条の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、札幌医科大学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長はその計画的な履修を認めることができる。

（在学期間）

第5条 大学院の在学期間は、医学研究科修士課程にあつては4年、医学研究科博士課程にあつ

ては8年、保健医療学研究科博士課程前期にあつては4年、保健医療学研究科博士課程後期にあつては6年を超えることはできない。

(学生定員)

第6条 大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	入学定員	収容定員
医学研究科修士課程	医学	10人	20人
医学研究科	地域医療人間総合医学	18人	72人
	分子・器官制御医学	20人	80人
	情報伝達制御医学	12人	48人
	計	50人	200人
保健医療学研究科	看護学(博士課程前期)	12人	24人
	看護学(博士課程後期)	2人	6人
	理学療法学・作業療法学(博士課程前期)	12人	24人
	理学療法学・作業療法学(博士課程後期)	6人	18人
	計	32人	72人

(学年及び学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 大学記念日 6月25日
- (3) 夏季休業 4月の第2月曜日から起算して14週間経過後の最初の月曜日から起算して7週間
- (4) 冬季休業 夏季休業後の授業の始期から起算して15週間経過後の最初の月曜日から起算して翌年の1月の第2月曜日の前日まで
- (5) 春季休業 冬季休業後の授業の始期から起算して10週間経過後の最初の月曜日から起算して4月の第2月曜日の前日まで
- (6) その他、学長が定める臨時の休業日

2 学長は、教育上必要があると認めるときは、前項第3号から第5号までの日を変更することができる。

第2章 入学、退学、休学、転学及び除籍等

(入学)

第9条 入学の時期は、毎年4月とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教授上支障のない場合は、別の時期に入学することができる。

(入学資格)

第10条 医学研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学における医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者

- (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了（直近に修了した課程が、医学、歯学、獣医学又は薬学の場合に限る。次号及び第4号において同じ。）した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が5年以上の医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達した者
- 2 医学研究科修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学の大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (10) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学の大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

- (11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、本学の大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (12) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学の大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (13) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

3 保健医療学研究科博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると本学の大学院において認めた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

4 保健医療学研究科博士課程前期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基

準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本学の大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学の大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(11) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、本学の大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(12) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本学の大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

(13) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者

(入学許可)

第11条 学長は、大学院において行う入学試験に合格し、かつ、所定の手続きを経た者に入学を許可する。

(留学)

第11条の2 大学院の学生が、第18条の2及び第20条の2第1項の規定により外国の大学の大学院又は研究所等に留学しようとするときは、研究科委員会の議を経て、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第5条に規定する在学期間に算入することができる。

(退学及び再入学)

第12条 病気その他の理由により退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

2 学長は、前項の規定により退学した者で再入学を願い出た者を認定の上、入学させることができる。この場合において、再入学前に履修した科目、単位数及び在学年数については、第16条第3項の規定を準用する。

(休学)

第13条 病気その他の理由により2月以上修学できないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

(休学期間)

第14条 休学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き休学する特別の理由がある場合には、学長は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、医学研究科博士課程においては通算して4年、医学研究科修士課程においては通算して2年、保健医療学研究科博士課程後期においては通算して3年、保健医療学研究科博士課程前期においては通算して2年を超えることはできない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第15条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(転入学)

第16条 転入学を志願する者(他の大学の大学院に在学する者に限る。)があるときは、学生に欠員があり、かつ、教授上差し支えない場合に限り、選考の上、入学を許可することができる。

2 前項の志願に当たっては、大学に、志願する者が所属する大学長の許可書を添えて願い出るものとする。

3 前項の場合において、他の大学の大学院において履修した科目、単位数及び在学年数は、その一部又は全部を通算することができる。

(転学)

第16条の2 他の大学の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出して、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第17条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、研究科委員会及び教育研究評議会の議を経て、除籍する。

- (1) 授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納めない者
- (2) 第5条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第14条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

第3章 教育方法等

(授業及び研究指導)

第18条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

(他の大学の大学院等における研究指導)

第18条の2 大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院若しくは研究所等とあらかじめ協議の上、研究科委員会の議を経て、学生に当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生にあっては、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教員組織)

第19条 研究科担当教授は、専門分野に応じた本学の教授とする。

2 研究科授業担当教員は、大学院教員資格に該当する本学の専任又は兼任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、研究科委員会の議を経て、学長が命ずる。

(教育課程)

第20条 研究科の教育課程は、別に定める。

2 授業科目の履修方法及び単位の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学の大学院等における授業科目の履修等)

第20条の2 大学院は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学の大学院の授業科目を履修、又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修させることができる。

2 前項の規定により履修又は学修させる場合は、他の大学の大学院、外国の大学の大学院又は国際連合大学とあらかじめ協議するものとする。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目を修得した単位又は学修の成果については、研究科委員会の議を経て、15単位を超えない範囲において本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(修了要件)

第21条 各課程の修了の要件は、次の各号の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- (1) 医学研究科博士課程 当該課程に4年（優れた研究業績を上げた者は3年）以上在学し、

別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

- (2) 医学研究科修士課程 当該課程に2年以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出してその当該研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- (3) 保健医療学研究科博士課程後期 当該課程に3年（優れた研究業績を上げた者については1年（2年未満の在学期間を有し修士課程を修了した者又は当該在学期間を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年））以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出して当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。
- (4) 保健医療学研究科博士課程前期 当該課程に2年（優れた研究業績を上げた者については1年）以上在学し、別に定める履修基準の単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文（保健医療学研究科博士課程前期看護学専攻専門看護師コースは、学位論文又は特定の課題研究の成果。以下同じ。）を提出してその当該研究科の行う修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

（単位の計算方法）

第22条 授業科目の単位は、次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる基準により算出する。

- (1) 講義（医学研究セミナーを含む。） 15時間をもって1単位
- (2) 演習 30時間をもって1単位
- (3) 実験、実習 45時間をもって1単位

（入学前の既修得単位等の認定及び在学年数の取扱い）

第23条 大学院は、新たに本学の大学院に入学した学生が入学する前に本学若しくは他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として履修した授業科目で修得した単位を含む。）又は外国の大学の大学院若しくは国際連合大学において学修した成果について、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の議を経て、15単位を超えない範囲で本学の大学院における授業科目の履修により修得したものとして認定することができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第20条の2第3項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて、20単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定により本学の大学院に入学する前に修得した単位を本学の大学院の修士課程、博士課程前期及び博士課程において修得したものとみなす場合、当該単位数、その修得に要した期間を勘案し、研究科委員会の議を経て、1年を超えない範囲の期間で当該研究科が認めた期間を在学したものとみなすことができる。ただし、修士課程及び博士課程前期については、少なくとも1年以上在学するものとする。

（単位修得の認定）

第24条 履修単位修得の認定は、試験又は研究報告等により行う。

- 2 授業科目の成績及び評価基準は、別に定める。

（学位論文の審査）

第25条 学位論文の審査は、当該専攻の教授及び関連科目担当の教授の中から選出された委員をもって行う。ただし、必要があるときは、その他の教員を加えることができる。

（最終試験）

第26条 最終試験は、所定の単位を修得し学位論文を提出した者に、当該論文を中心としてこれに関連のある科目について、口答又は筆答により行うものとする。

第4章 学位

（学位の授与）

第27条 次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる学位を授与する。

- (1) 博士課程（博士課程前期を除く。）を修了した者 博士
 - (2) 修士課程又は博士課程前期を修了した者 修士
- （論文提出による学位の授与）

第28条 大学院においては、医学研究科博士課程又は保健医療学研究科博士課程後期を終えて博士の学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出し、研究科の行う論文の審査に合格し、かつ、専攻学術に関し同様に、広い学識を有することを試験（以下「学識認定試験」という。）により確認された者には、研究科委員会の議を経て、博士の学位を授与することができる。ただし、医学研究科博士課程に4年以上又は保健医療学研究科博士課程後期に3年以上在学し、所定の単位だけを修得して退学した者が、退学後2年以内に学位論文を完成し、大学院に再入学しないで論文提出により博士の学位の審査を申請した場合は、学識認定試験を免除することができる。

- 2 前項による学識認定試験は、攻究科目及び外国語について、口答又は筆答により行う。
- （学位規程）

第29条 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 検定料、入学料、授業料及び手数料

（検定料、入学料、授業料及び手数料）

第30条 大学院に入学する学生の検定料、入学料、授業料及び手数料の額については、別に定める。

（検定料、入学料及び手数料の徴収）

第31条 検定料は入学志願書提出の際に、入学料は入学許可の際に、博士論文の審査及び試験に係る手数料は論文提出の際に、それぞれ徴収する。

（授業料の納入期限）

第32条 授業料は、第7条第2号に規定する学期ごとくに納入するものとし、前期分は4月末日までに、後期分は10月末日までに、それぞれ年額の2分の1に相当する額を納めなければならない。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日を納入期限とする。

- 2 前項の納入期限を過ぎてから入学した学生の入学の日の属する期分の授業料は、入学許可後20日以内に納めなければならない。

（休学の場合の授業料）

第33条 前期又は後期の全期間を通じて休学した学生の当該期分の授業料は免除する。

（退学、転学、停学及び除籍の場合の授業料）

第34条 退学、転学、停学又は除籍の場合においても、その日（停学の場合にあつては、停学となった日の前日及び停学の解除された日）の属する期分の授業料は、納めなければならない。

（検定料等の不還付）

第35条 既に納入した検定料、入学料、授業料及び手数料は還付しない。ただし、検定料については、次の各号のいずれかに該当した場合は、納入した者の申出により、学長が別に定める額を還付するものとする。

- (1) 入学検定料を納付した者が、入学願書を提出しなかった又は出願が受理されなかった場合
 - (2) 入学検定料を誤って二重に納付した場合
- （授業料の減免及び分納）

第36条 学費の支弁が極めて困難な事情にある学生の授業料は、学長が減免し、又は第32条第1項及び第2項の規定にかかわらず、分納させることができる。

- 2 授業料の減免及び分納は、期ごとに行うものとする。

3 授業料の減免及び分納の基準並びに手続については、別に定める。

第6章 委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生)

第37条 大学院に、教授上余力がある場合には、選考の上、委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生の入学を許可することができる。

2 委託生、聴講生及び科目等履修生の授業料の額及び納入期限は、別に定める。

3 科目等履修生の検定料及び入学料の額は、別に定める。

4 第32条第2項、第3項及び第35条の規定は、委託生、聴講生及び科目等履修生の授業料について準用する。

5 外国人留学生の検定料、入学料及び授業料については、第5章の規定を準用する。

6 この規程のほか、委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第7章 賞罰

(表彰)

第38条 学長は、素行及び学業成績が特に優秀で他の学生の模範となる者を、研究科委員会及び教育研究評議会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲戒処分等)

第39条 学長は、この規程その他大学の定める規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者に対して、研究科委員会及び教育研究評議会の議を経て、懲戒処分をすることができる。

2 懲戒処分は、戒告、停学及び退学とする。ただし、退学は次の各号のいずれかに該当する者に限り行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなく出席が常でない者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(4) 学力劣等で成業績の見込みがないと認められる者

3 研究科長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し謹慎処分をすることができる。

第8章 運営組織

(運営組織)

第40条 大学院の運営は、大学院委員会及び研究科委員会が行うものとする。

(大学院委員会)

第41条 大学院に札幌医科大学大学院委員会（以下「大学院委員会」という。）を置く。

2 大学院委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学長

(2) 研究科長

(3) 学生部長

(4) 研究科委員会選出が選出する各研究科の教授1名

3 大学院委員会は、大学院に関する次の事項を審議する。

(1) 組織及び運営に関すること。

(2) この規程その他重要な規程の制定改廃に関すること。

(3) 研究科間の連絡統一に関すること。

(4) 学長の諮問したこと。

(5) その他大学院に関する重要なこと。

4 大学院委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第42条 研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、研究科担当教授をもって組織する。ただし、必要がある場合は、研究科授業担当教員を加えることができる。
- 3 研究科委員会は、研究科の次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、退学、休学、転学、除籍及び課程の修了に関すること。
 - (2) 学位の授与に関すること。
 - (3) 教育課程に関すること。
 - (4) 学生の賞罰に関すること。
 - (5) 委託生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生に関すること。
 - (6) 研究科に係る規程の制定改廃に関すること。
 - (7) その他教育研究に係る重要な事項に関すること。
- 4 研究科委員会は、前項に掲げるもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べるものとする。
 - (1) 研究科授業担当教員の選考に関すること。
 - (2) 研究科に係る要綱等（前項第6号の規程を除く。）の制定改廃に関すること。
 - (3) 学長及び研究科長の諮問したこと。
 - (4) その他研究科の教育研究及び運営に関し必要なこと。
- 5 研究科委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 雑則

（細則）

第43条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規程第224号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月16日規程第18号）

この規程は、平成21年2月16日から施行する。

附 則（平成21年5月14日規程第43号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月15日規程第8号）

この規程は、平成25年3月22日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月13日規程第37号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月21日規程第52号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年10月18日規程第65号）

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（令和元年10月25日規程第28号）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和5年12月19日規程第68号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月1日規程第57号）

この規程は、令和6年11月1日から施行する。

附 則（令和7年5月29日規程第71号）

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

別表

教育研究上の目的

研究科	人材育成の目的及び教育研究上の目的
医学研究科	<p>【修士課程】 医療関連分野、自然科学、人文・社会科学分野等の大学教育を受けた学生を対象として、医科学についての幅広い知識と高い見識を修得させることにより、医学・医療の推進に貢献する。</p> <p>【博士課程】 医学・医療に関する基本的知識を有する者を対象として、医学の専門分野における学識と研究能力、倫理観を修得させ、自立した研究活動又は専門的医療の実践を通じて医学・医療の発展に貢献する。</p>
保健医療学研究科	<p>【博士課程前期】 専門分野における豊かな知識と確かな技術、高い倫理性を基盤に、広い視野に立って地域の保健・医療・福祉の課題を解決しうる高度な実践力、看護学、理学療法学、作業療法学の進展に寄与しうる研究力を有する人材を育成する。</p> <p>【博士課程後期】 豊かな発想と科学性、厳格な倫理性を基盤に、専門分野における深い学識と関連領域に係る学際的知識を有し、新たな知を創造するための研究活動を自立的に遂行するとともに、地域や時代の要請に応える取組を企画・推進できる人材を育成する。</p>

札幌医科大学学位規程

(平成19年4月1日規程第95号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条の規定に基づき本学において授与する学位に関する事項を処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位及び専攻分野名)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学において授与する学位に付記する専攻分野の名称は、医学、医科学、看護学、理学療法学及び作業療法学とする。

(学位授与の要件)

第3条 次の各号の区分に応じ、各号に掲げる者に学位を授与することができる。

- (1) 学士 札幌医科大学学則（平成19年規程第50号）に規定する教育課程を修了して卒業した者
- (2) 修士 札幌医科大学大学院学則（平成19年規程第51号。以下「大学院学則」という。）に規定する医学研究科修士課程又は保健医療学研究科博士課程前期を修了した者
- (3) 博士 大学院学則に規定する医学研究科博士課程又は保健医療学研究科博士課程後期を修了した者
- (4) 博士（前号の場合を除く。） 大学院学則第28条の規定に基づき学位論文を提出し、その審査及び試験に合格し、かつ、本学大学院を修了した者と同等以上の学力があると認められた者

第2章 大学院修了による学位の授与

(論文の提出)

第4条 前条第1項第2号又は第3号の規定により学位を受けようとする者は、学位論文（保健医療学研究科博士課程前期看護学専攻専門看護師コースにおいて履修し学位を受けようとする者にあつては、特定の課題研究の成果を含む。以下同じ。）その他の書類を研究科長に提出するものとする。

(論文受理の特例)

第5条 研究科長は、大学院学則第21条第1項ただし書、第2項ただし書及び第3項ただし書の規定により大学院修了の認定を受けようとする者が前条の規定により学位論文を提出したときは、研究科委員会の議を経て、その受理の可否を決定する。

(最終試験)

第6条 大学院学則第21条第1項から第3項までの規定による最終試験は、学位論文の審査に併行して行うものとする。

(審査の期限)

第7条 第4条の規定により提出された学位論文の審査は、原則として当該論文受理の日から起算して6月以内に終了するものとする。

第3章 論文提出による博士の学位の授与

(学力試験)

第8条 第3条第1項第4号に該当し学位論文を提出して博士の学位を受けようとする者(大学院学則第28条第1項ただし書に該当する者を除く。)には、本学大学院を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために外国語及び専攻学科について口答又は筆答により試験を行うものとする。

2 前項の外国語の試験はあらかじめ行い、専攻学科は、学位論文の審査に併行して行うものとする。

3 外国語試験を行うため、研究科委員会に学力試験委員会を設けるものとし、その組織等については研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

(論文の提出)

第9条 第3条第1項第4号に該当し学位論文を提出するときは、学位申請書に学位論文及びその他の書類並びに北海道公立大学法人札幌医科大学諸料金規則(平成19年規程第48号。以下「諸料金規則」という。)に規定する博士論文の審査及び試験に係る手数料を添えて学長に提出するものとする。ただし、本学大学院医学研究科博士課程に4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得して退学した者又は保健医療学研究科博士課程後期に3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上を修得して退学した者が、その退学の日から1年以内に学位論文を提出した場合は、博士論文の審査及び試験に係る手数料は徴収しないものとする。

(論文の受理及び審査)

第10条 学長は、前条の規定により提出された学位論文の受理の可否及び審査を研究科委員会に付託する。

(審査の期限)

第11条 受理した学位論文の審査は、原則として、当該論文を受理した日から起算して1年以内に終了するものとする。

第4章 学位論文審査委員会並びに修士及び博士の学位授与の議決

(学位論文審査委員会)

第12条 学位論文の審査及び最終試験又は専攻学科についての試験を行うため、学位論文審査の都度、研究科委員会に学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会の組織は、大学院学則第25条の規定に基づき、研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

3 審査委員会に主査及び副主査2名を置き、委員の互選により選任する。

4 主査は、審査委員会を統括し、審査委員会の議を経て、論文審査の方法を定め論文審査の要旨等を研究科委員会に報告するものとし、副主査は、主査を補佐する。

5 審査委員会は、学位論文審査のため必要があるときは、論文提出者に対して、当該論文の訳本、模型、標本等の提出を求めることができる。

(審議)

第13条 研究科委員会は、審査委員会の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる事項を審

議する。

(1) 第3条第1項第2号に該当する者 修士課程又は博士課程前期修了の可否

(2) 第3条第1項第3号に該当する者 博士課程又は博士課程後期修了の可否

(3) 第3条第1項第4号に該当する者 論文の審査及び合否

2 前項の審議に基づく決定は、研究科委員会出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 第1項の審議には、研究科委員会構成員（休職及び外国出張中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、会議を開催することができない。

第5章 学位記の交付及び論文要旨の公表

（学位記の交付）

第14条 学長は、次の各号に掲げる事項を決定し、大学卒業、修士課程若しくは博士課程前期修了、博士課程若しくは博士課程後期修了又は論文審査に合格した者に、学位記を交付する。

(1) 第3条第1項第1号に該当する者 教授会の議を経て大学卒業の可否

(2) 第3条第1項第2号に該当する者 研究科委員会の議を経て、修士課程若しくは博士課程前期修了の可否

(3) 第3条第1項第3号及び第4項に該当する者 研究科委員会の議を経て、博士課程若しくは博士課程後期修了の可否又は当該論文の合否

2 学位記は、別記第1号様式から別記第4号様式のとおりとする。

（学位の名称の使用）

第15条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、本学の名称を付記するものとする。

（論文要旨等の公表）

第16条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を本学ウェブサイトにより公表するものとする。

なお、修士の学位を授与したときについても同様とする。

（学位論文の公表）

第17条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与される前に既に公表した場合を除き、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には、研究科委員会の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の内容を要約したもので公表することができるものとし、その論文の全文を閲覧する求めがあったときは、本学はこれに応ずるものとする。

2 博士の学位を授与された者が行う前項の規定による公表は、本学が指定するウェブサイトにより行うものとする。

（修士及び博士の学位授与の取消し）

第18条 修士及び博士の学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により当該学位を授与された事実が判明したときは、学長は、研究科委

員会及び大学院委員会の議を経て、当該学位の授与を取り消すことができる。

2 前項の委員会における審議及び審議に基づく決定については、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第19条 学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を記した文書に、諸料金規則に規定する学位記再交付手数料を添えて、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、その理由を調査して再交付することができる。

第6章 雑則

(博士の学位授与の報告)

第20条 博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則第12条の規定に基づき、当該学位を授与した日から3月以内に、文部科学大臣に報告しなければならない。

(細則)

第21条 この規程の施行上必要な細則は、別に定める。

(庶務)

第22条 この規程施行に係る庶務は、事務局学務課において処理する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規程第225号)

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則 (平成23年8月1日規程第53号)

この規程は、平成23年8月1日より施行する。

附 則 (平成25年4月1日規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年7月19日規程第54号)

この規程は、平成25年4月15日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日規程第12号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規程第6号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式 (略) __

札幌医科大学学位規程施行細則

平成 19 年 4 月 1 日

(学位論文の受付)

第 1 条 札幌医科大学学位規程(平成 19 年規程第 95 号。以下「規程」という。)第 4 条又は第 9 条の規程により提出される学位論文その他の書類(以下「学位論文等」という。)は、事務局学務課が受け付けるものとする。

(提出すべき論文その他の書類)

第 2 条 修士又は博士の学位の授与を受けようとする者が提出する学位論文等は、この細則に定めるもののほか、別に定めるものとする。

(博士論文の審査及び手数料の納付手続)

第 3 条 規程第 9 条の規定により学位論文等を提出する者は、博士論文の審査及び試験に係る手数料を事務局学務課に納付して、その領収書を学位論文等の書類に添えて提出するものとする。
2 納付された博士論文の審査及び試験に係る手数料は還付しない。

(審査結果の報告)

第 4 条 規程第 12 条第 4 項の規定により主査が、研究科委員会に報告する論文の審査及び試験結果の要旨は、別に定める様式によりそれぞれ作成し、規程第 13 条に規定する研究科委員会開催前 4 日以内に、研究科長に提出するものとする。

(不受理又は不合格論文の処理)

第 5 条 研究科委員会の議を経て、学長が受理することができないと決定した学位論文等又は規程第 13 条の規定に基づき、不合格と決定した学位論文等は、その旨を明記した通知書を添え、速やかに提出した者に返付するものとする。
2 前項の通知書は、親展扱いとする。

(学位記の交付)

第 6 条 規程第 14 条の規定により博士又は修士の学位記を交付する場合は、博士の学位授与決裁簿(別記第 1 号様式)又は修士の学位授与決裁簿(別記第 2 号様式)により、学長の決裁を経て、博士の学位記台帳(別記第 3 号様式)又は修士の学位記台帳(別記第 4 号様式)に登録し、一連の番号を付さなければならない。
2 前項各台帳の取扱要領の細部については、当該各台帳様式の裏面に記載のとおりとする。

(学位記の再交付)

第 7 条 規程第 19 条の規定により学位記の再交付を受けようとする者は、学位記再交付手数料を事務局学務課に納付して、その領収書を学位記再交付願(別記第 5 号様式)に添えて提出するものとする。
2 再交付する学位記は、学位記再交付簿(別記第 6 号様式)に登録する。その取扱いは、前条の規定を準用する。
3 納付された学位記再交付手数料は、還付しない。

(学位論文の公表)

第 8 条 博士の学位を授与された者は、規程第 17 条第 1 項の規定により当該博士の学位に係る論文を公表するにあたり、本学に対し、「複製権」と「公衆送信権」を許諾するものとする。
2 規程第 17 条第 1 項の規定により論文の全文又は内容の要約により公表を行おうとする者は、規程第 12 条第 4 項に規定する研究科委員会への報告までに、博士の学位に係る最終の論文その他次に掲げる書類等を、事務局学務課に提出するものとする。ただし、当該報告までに提出することができない特段の理由がある場合は、研究科委員会が定めるところにより、博士の学位が授与された日から 1 年以内に提出することができるものとする。

- (1) 博士論文公表願 (別記第7号様式)
 - (2) 博士論文公表用表紙 (別記第8号様式) 及びその電子データ (Word 形式)
 - (3) 博士論文全文の電子データ (PDF 形式)
 - (4) 論文の内容を要約したもので公表する場合は、当該論文を要約した電子データ (PDF 形式)
- 3 前項本文の規定は、規程第17条第1項ただし書きの規定により論文の内容を要約したもので公表した場合において、当該論文の全文を公表できないやむを得ない理由がなくなったため当該論文の全文の公表を行おうとする者について準用する。この場合において、「規程第12条第4項に規定する研究科委員会への報告までに」とあるのは、「博士の学位に係る論文の全文を公表できないやむを得ない理由がなくなった後速やかに」と読み替えるものとする。
- 4 規程第16条及び第17条第2項の本学が指定するウェブサイトは、「札幌医科大学学術機関リポジトリ」とする。

(学位論文の保存)

第9条 博士の学位授与の対象となった次の書類は、附属総合情報センターにおいて、電子データで永久に保存するものとする。

- (1) 博士論文公表用表紙 (別記第8号様式)
- (2) 学位論文内容の要旨
- (3) 論文審査の要旨及び担当者
- (4) 博士論文全文 (PDF 形式)
- (5) 論文の内容を要約したもので公表する場合は、論文の要約 (PDF 形式)

(雑則)

第10条 この細則に規定されていない事項の取り扱いについては、研究科委員会の決定するところによる。

附則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成23年11月1日から施行する。

附則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成25年4月15日から施行する。

附則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成26年11月1日から施行する。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

札幌医科大学大学院保健医療学研究科授業科目履修方法及び単位修得認定等に関する規程
(平成 19 年 4 月 1 日規程第 100 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、札幌医科大学大学院学則（平成 19 年規程第 51 号）第 20 条第 1 項、第 2 項、第 21 条第 3 号、第 4 号、第 23 条及び第 24 条第 2 項の規定に基づき、札幌医科大学大学院保健医療学研究科（以下「研究科」という。）における授業科目の履修方法及び単位修得の認定等に関し必要な事項を定める。

(指導教員)

第 2 条 学生の履修及び研究指導を行うため、学生ごとに指導教員を置く。

2 指導教員は、学位論文の主たる指導に当たる教員とし、札幌医科大学保健医療学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て保健医療学研究科長（以下「研究科長」という。）が指名する。

(教育課程)

第 3 条 各専攻の教育課程表は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 保健医療学研究科看護学専攻博士課程前期・博士課程後期 別表第 1

(2) 保健医療学研究科理学療法学・作業療法学専攻博士課程前期・博士課程後期 別表第 2

2 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに、授業科目履修届（別記第 1 号様式）により研究科長に届出なければならない。

(授業方法)

第 4 条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技により行う。

2 前項の授業を、オンラインを活用した遠隔授業等、多様なメディアを高度に活用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法)

第 5 条 学生は、専攻を構成する領域の授業科目及び共通科目について、別表第 3 の履修基準に定める単位数を修得しなければならない。

2 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに、授業科目履修届（別記第 1 号様式）により研究科長に届出なければならない。

(既修得単位の認定)

第 6 条 入学前に本学若しくは他の大学の大学院において履修し修得した単位を、本学で修得したものと認定を希望する者は、所定の期日までに、既修得単位等認定申請書（別記第 2-1 号様式）により研究科長に申請しなければならない。

2 研究科長は、前項に定める既修得単位等認定申請書を受理したときは、研究科委員会の議を経て、既修得単位等認定結果通知書（別記 2-2 号様式）により申請者に通知する。

(単位修得の認定)

第 7 条 単位修得の認定は、試験又は研究報告等により授業科目の担当教員が行う。

2 前項のうち特別研究又は課題研究の単位修得の認定は、必要な研究指導を受けた上で学位論文を作成し、学位論文の審査結果等に基づき、指導教員が行うものとする。

(成績及び評価基準)

第 8 条 試験その他の審査により行う成績評価は、当該科目ごとに 100 点を満点とし、次の区分とする。

評語	達成度	評価点	可否種別
優	科目の到達目標を十分に達成している。	80 点以上	合格
良	科目の到達目標を達成している。	70 点以上 80 点未満	
可	科目の到達目標を最低限度達成している。	60 点以上 70 点未満	
不可	科目の到達目標を達成していない。	60 点未満	不合格

(成績の報告)

第9条 授業科目担当の教員は、学生の成績を評定し、前期にあつては9月末日までに、後期にあつては2月末日までに、科目成績評価表(別記第3号様式)により研究科長に報告しなければならない。

(研究計画書の提出)

第10条 学生は、学位論文の作成に関して研究計画書を作成し、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(学位論文及び最終試験)

第11条 学位論文の提出及び審査並びに最終試験については、札幌医科大学学位規程(平成19年規程第95号)の定めるところによる。

(職務の代行)

第12条 研究指導をする教授及び准教授が不在の場合は、研究科長が指名する教員がその職務を代行する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成21年4月1日規程第25号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成21年5月14日規程第44号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成24年3月15日規程第33号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成25年3月15日規程第8号)

この規程は、平成25年3月22日から施行する。

附則(平成25年4月1日規程第6号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則(平成26年3月18日規程第10号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成26年6月12日規程第50号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成27年6月17日規程第43号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成28年5月13日規程第38号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則(平成30年1月16日規程第2号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則(平成30年10月11日規程第58号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和元年10月21日規程第26号)

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附則(令和2年6月12日規程第33号)

この規程は、令和2年6月12日から施行する。

附則(令和4年3月23日規程第5号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和4年10月25日規程第36号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月23日規程第17号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則（令和6年2月20日規程第4号）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和6年11月22日規程第62号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則（令和7年3月17日規程第14号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則（令和7年6月2日規程第74号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

附則（令和7年12月16日規程第101号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

(1) 保健医療学研究科看護学専攻博士課程前期教育課程表

区分	専門領域	授業科目	単位数	修士論文コース		専門看護師コース	
				必修	選択	必修	選択
専門科目	支持科目	看護理論特論	2	2単位			2単位
		看護学研究法特論	2	2単位			2単位
		看護教育学特論	2		2単位		2単位
		看護管理特論	2		2単位		2単位
		看護倫理特論	2		2単位		2単位
		コンサルテーション論	2		2単位		2単位
	領域科目	フィジカルアセスメント	2		2単位	2単位	
		病態生理学	2		2単位	2単位	
		臨床薬理学	2		2単位	2単位	
		基礎看護科学特論	3		3単位		3単位
		基礎看護科学特論演習	2		2単位		2単位
		感染看護学特論	3		3単位		3単位
		感染看護学特論演習	2		2単位		2単位
		女性健康看護学特論	3		3単位		3単位
		女性健康看護学特論演習	2		2単位		2単位
		小児健康看護学特論1	2		2単位	2単位	
		小児健康看護学特論2	2		2単位	2単位	
		小児健康看護学特論3	2		2単位	2単位	
		小児健康看護学特論4	2		2単位	2単位	
		小児健康看護学特論演習1	2		2単位	2単位	
		小児健康看護学特論演習2	2		2単位	2単位	
		小児健康看護学特論演習3	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論1	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論2	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論3	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論演習1	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論演習2	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論演習3	2		2単位	2単位	
		成人看護学特論演習4	2		2単位	2単位	
		老年健康看護学特論	3		3単位		3単位
		老年健康看護学特論演習	2		2単位		2単位
		精神看護学特論1	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論2	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論3	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論演習1	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論演習2	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論演習3	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論演習4	2		2単位	2単位	
		精神看護学特論演習5	2		2単位	2単位	
		地域看護学特論	3		3単位		3単位
		地域看護学特論演習	2		2単位		2単位
		臨床内科学特論	3		3単位		3単位
臨床内科学特論演習	2		2単位		2単位		
臨床外科学特論	3		3単位		3単位		

		臨床外科学特論演習	2		2単位		2単位
		臨地実習（小児看護）1	2			2単位	
		臨地実習（小児看護）2	2			2単位	
		臨地実習（小児看護）3	6			6単位	
		臨地実習（クリティカルケア看護）1	8			8単位	
		臨地実習（クリティカルケア看護）2	2			2単位	
		臨地実習（精神看護）1	4			4単位	
		臨地実習（精神看護）2	4			4単位	
		臨地実習（精神看護）3-1	2			2単位	
		臨地実習（精神看護）3-2	2			2単位	
		看護学特別研究	10	10単位			
		看護学課題研究	4			4単位	
共通科目	支持科目	保健医療情報システム特論1	2		2単位		2単位
		保健医療情報システム特論2	2		2単位		2単位
		ヒューマンサイエンス研究法特論1	2		2単位		2単位
		ヒューマンサイエンス研究法特論2	2		2単位		2単位
		保健医療統計学特論1	2		2単位		2単位
		保健医療統計学特論2	2		2単位		2単位
		疫学・社会調査法特論1	2		2単位		2単位
		疫学・社会調査法特論2	2		2単位		2単位
		保健医療教育学特論	2		2単位		2単位
	基盤科目	研究倫理特論	1	1単位			1単位
		病態生理学特論	2		2単位		2単位
		病態治療学特論1	2		2単位		2単位
		病態治療学特論2	2		2単位		2単位
		保健医療学セミナー	2		2単位		2単位
	(修了に必要な単位)				20単位	10単位	35単位
計				30単位以上		43単位以上	

(2) 保健医療学研究科看護学専攻博士課程後期教育課程表

専門領域	授業科目	単位数	必修	選択
専門科目	基礎看護科学特講	2		2単位
	基礎看護科学特講演習	4		4単位
	感染看護学特講	2		2単位
	感染看護学特講演習	4		4単位
	女性健康看護学特講	2		2単位
	女性健康看護学特講演習	4		4単位
	小児健康看護学特講	2		2単位
	小児健康看護学特講演習	4		4単位
	成人健康看護学特講	2		2単位
	成人健康看護学特講演習	4		4単位
	老年健康看護学特講	2		2単位
	老年健康看護学特講演習	4		4単位
	精神看護学特講	2		2単位
	精神看護学特講演習	4		4単位
	地域看護学特講	2		2単位

	地域看護学特講演習	4		4単位
	臨床内科学特講	2		2単位
	臨床内科学特講演習	4		4単位
	臨床外科学特講	2		2単位
	臨床外科学特講演習	4		4単位
	看護学特別研究	4	4単位	
自由 選択 科目	保健医療教育学特論	2		2単位
(修了に必要な単位)			4単位	6単位
計			10単位以上	

※博士課程前期にて「保健医療教育学特論」を履修し単位認定を受けた者は、博士課程後期において「保健医療教育学特論」を履修し、単位認定を受けることは出来ない。

別表第2 (第3条関係)

(1) 保健医療学研究科理学療法学・作業療法学専攻博士課程前期教育課程表

区分	専門領域	授業科目	単位数	必修	選択
専 門 科 目	支持科目	理学療法学研究法特論	3	3単位	
		作業療法学研究法特論	3	3単位	
		リハビリテーション教育学特論	2		2単位
		リハビリテーション管理学特論	2		2単位
		リハビリテーション特別課題研究	2		2単位
	領域科目	神経・発達障害理学療法学特論	2		2単位
		神経・発達障害理学療法学特論演習	2		2単位
		感覚統合障害学特論	2		2単位
		感覚統合障害学特論演習	2		2単位
		生体工学・スポーツ整形外科特論	2		2単位
		生体工学・スポーツ整形外科特論演習	2		2単位
		中枢神経機能障害学特論	2		2単位
		中枢神経機能障害学特論演習	2		2単位
		スポーツ理学療法学特論	2		2単位
		スポーツ理学療法学特論演習	2		2単位
		活動能力障害学特論	2		2単位
		活動能力障害学特論演習	2		2単位
		臨床精神・脳機能学特論	2		2単位
		臨床精神・脳機能学特論演習	2		2単位
		精神障害リハビリテーション学特論	2		2単位
		精神障害リハビリテーション学特論演習	2		2単位
		高齢者・地域健康科学特論	2		2単位
		高齢者・地域健康科学特論演習	2		2単位
		神経・認知機能治療学特論	2		2単位
		神経・認知機能治療学特論演習	2		2単位
	筋機能制御学特論	2		2単位	
	筋機能制御学特論演習	2		2単位	
生体機能評価学特論	2		2単位		
生体機能評価学特論演習	2		2単位		

		生体システム解剖学特論	2		2単位
		生体システム解剖学特論演習	2		2単位
		作業科学特論	2		2単位
		作業科学特論演習	2		2単位
		地域生活科学特論	2		2単位
		地域生活科学特論演習	2		2単位
		理学療法学・作業療法学特別研究	10	10単位	
共通科目	支持科目	保健医療情報システム特論 1	2		2単位
		保健医療情報システム特論 2	2		2単位
		ヒューマンサイエンス研究法特論 1	2		2単位
		ヒューマンサイエンス研究法特論 2	2		2単位
		保健医療統計学特論 1	2		2単位
		保健医療統計学特論 2	2		2単位
		疫学・社会調査法特論 1	2		2単位
		疫学・社会調査法特論 2	2		2単位
		保健医療教育学特論	2		2単位
	基盤科目	研究倫理特論	1	1単位	
		病態生理学特論	2		2単位
		病態治療学特論 1	2		2単位
		病態治療学特論 2	2		2単位
		保健医療学セミナー	2		2単位
	(修了に必要な単位)				18単位
計				30単位以上	

(2) 保健医療学研究科理学療法学・作業療法学専攻博士課程後期教育課程表

専門領域	授業科目	単位数	必修	選択
専門科目	神経・発達障害理学療法学特講	2		2単位
	神経・発達障害理学療法学特講演習	4		4単位
	感覚統合障害学特講	2		2単位
	感覚統合障害学特講演習	4		4単位
	生体工学・スポーツ整形外科学特講	2		2単位
	生体工学・スポーツ整形外科学特講演習	4		4単位
	中枢神経機能障害学特講	2		2単位
	中枢神経機能障害学特講演習	4		4単位
	スポーツ理学療法学特講	2		2単位
	スポーツ理学療法学特講演習	4		4単位
	活動能力障害学特講	2		2単位
	活動能力障害学特講演習	4		4単位
	臨床精神・脳機能学特講	2		2単位
	臨床精神・脳機能学特講演習	4		4単位
	精神障害リハビリテーション学特講	2		2単位
	精神障害リハビリテーション学特講演習	4		4単位
	高齢者・地域健康科学特講	2		2単位
	高齢者・地域健康科学特講演習	4		4単位

	神経・認知機能治療学特講	2		2単位
	神経・認知機能治療学特講演習	4		4単位
	筋機能制御学特講	2		2単位
	筋機能制御学特講演習	4		4単位
	生体機能評価学特講	2		2単位
	生体機能評価学特講演習	4		4単位
	生体システム解剖学特講	2		2単位
	生体システム解剖学特講演習	4		4単位
	理学療法学・作業療法学特別研究	4	4単位	
自由 選択 科目	リハビリテーション教育学特論	2		2単位
	保健医療教育学特論	2		2単位
(修了に必要な単位)			4単位	6単位
計			10単位以上	

※博士課程前期にて「保健医療教育学特論」を履修し単位認定を受けた者は、博士課程後期において「保健医療教育学特論」を履修し、単位認定を受けることは出来ない。

別表第3 (第5条関係)

保健医療学研究科看護学専攻博士課程前期 (修士論文コース)

必 修	看護理論特論	2 単位
	看護学研究法特論	2 単位
	主要専攻領域の科目	5 単位
	看護学特別研究	10 単位
	研究倫理特論	1 単位
選 択	上記必修科目を除く全ての科目	10 単位以上
合 計		30 単位以上

保健医療学研究科看護学専攻博士課程前期 (専門看護師コース)

必 修	フィジカルアセスメント	2 単位
	病態生理学	2 単位
	臨床薬理学	2 単位
	専攻する領域の科目	14 単位以上
	看護学課題研究	4 単位
	臨地実習	10 単位
	研究倫理特論	1 単位
選 択	看護理論特論、看護学研究法特論	8 単位以上
	看護管理特論、看護倫理特論	
	コンサルテーション論、看護教育学特論	
合 計		43 単位以上

保健医療学研究科看護学専攻博士課程後期

必 修	看護学特別研究	4 単位
選 択	主要専攻領域の科目	6 単位
合 計		10 単位以上

保健医療学研究科理学療法学・作業療法学専攻博士課程前期

必 修	理学療法学研究法特論又は作業療法学研究法特論	3 単位
	主要専攻領域の科目	4 単位
	理学療法学・作業療法学特別研究	10 単位
	研究倫理特論	1 単位
選 択	上記必修科目を除く全ての科目	12 単位以上
合 計		30 単位以上

保健医療学研究科理学療法学・作業療法学専攻博士課程後期

必 修	理学療法学・作業療法学特別研究	4 単位
選 択	主要専攻領域の科目	6 単位
合 計		10 単位以上

授業科目履修届

年 月 日

大学院保健医療学研究科長 様

専 攻 _____

学 年 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

次の科目を履修したいので届けます。

授 業 科 目	担当教員	単位数	開講時期	備考
			<input type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 通年（前期開講） <input type="checkbox"/> 通年（後期開講）	
			<input type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 通年（前期開講） <input type="checkbox"/> 通年（後期開講）	
			<input type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 通年（前期開講） <input type="checkbox"/> 通年（後期開講）	
			<input type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 通年（前期開講） <input type="checkbox"/> 通年（後期開講）	
			<input type="checkbox"/> 前期 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 通年（前期開講） <input type="checkbox"/> 通年（後期開講）	

※ 上記開講時期について、「通年（前期開講）」は4月から翌年3月までの通年科目、「通年（後期開講）」は10月から翌年9月までの通年科目の場合に選択する。

既修得単位等認定申請書

年 月 日

札幌医科大学
大学院保健医療学研究科長 様

専 攻 _____

学 年 _____

学籍番号 _____

氏 名 _____

_____大学大学院で修得した単位のうち、次の科目について、札幌医科大学大学院保健医療学研究科において修得したものとして認定されるよう、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 認定希望科目

既修得科目	単位数	札幌医科大学大学院の科目	単位数

2 在学期間への算入認定に係る希望

既修得単位の認定に際し、

本学における在学期間への算入認定を 希望します。
 希望しません。

3 関係書類

- (1) 成績証明書・単位取得証明書または学修の成果を証明するもの
- (2) 認定希望科目の授業概要・シラバス等 ※他大学大学院等の修得科目の場合 (授業内容・開講期間・時間数・単位数が確認できるもの)

既修得単位等認定結果通知書

年 月 日

様

札幌医科大学
大学院保健医療学研究科長

年 月 日付で申請のあった既修得単位等の認定について、次のとおり札幌医科大学大学院保健医療学研究科において修得したものと認定します。

記

1 認定単位

既修得科目	単位数	札幌医科大学大学院の科目	認定単位数

2 認定在学期間

か月

授業科目成績評価表

年 月 日

保健医療学研究科長 様

担当教員（代表）氏名 印

次のとおり報告します。

専攻				学年	期
授業科目				単位	
成績評価					
学籍番号	氏名	評価	備考		

札幌医科大学学位論文審査規程

平成 19 年 4 月 1 日規程第 96 号

(趣旨)

第 1 条 札幌医科大学学位規程（平成 19 年規程第 95 号。以下「学位規程」という。）に基づく学位論文の審査は、この規程の定めるところによる。

(学位の請求又は申請の資格要件)

第 2 条 学位規程第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、修士（看護学、理学療法学又は作業療法学）の学位を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学大学院保健医療学研究科博士課程前期（以下「研究科博士課程前期」という。）に 1 年 6 月以上在学し、2 年終了までに所定の授業科目について 30 単位以上を修得し得る見込みの者
- (2) 研究科博士課程前期に 2 年以上在学して所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、又は修得し得る見込みの者で、引き続き在学中の者（再入学の者を含み、休学中の者を除く。）
- (3) 研究科博士課程前期に 1 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し得る見込みの者で、優れた研究業績を上げた者

第 2 条の 2 規程第 3 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、修士（医科学）の学位を請求することができる者は、本学大学院医学研究科修士課程に 1 年 6 月以上在学し、2 年終了までに所定の授業科目について 30 単位以上を修得し得る見込みの者とする。

第 3 条 学位規程第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、博士（医学）の学位を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学大学院医学研究科博士課程（以下「研究科博士課程」という。）に 3 年 6 月以上在学し、4 年終了までに所定の授業科目について 30 単位以上を修得し得る見込みの者
- (2) 研究科博士課程に 4 年以上在学して所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、又は修得し得る見込みの者で、引き続き在学中の者（再入学の者を含み、休学中の者を除く。）
- (3) 研究科博士課程に 2 年 6 月以上在学し、3 年終了までに所定の授業科目について 32 単位以上を修得し得る見込みの者で、優れた研究業績を上げた者

第 4 条 学位規程第 3 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、博士（医学を除く。）の学位を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学大学院保健医療学研究科博士課程後期（以下「研究科博士課程後期」という。）に 2 年 6 月以上在学し、3 年終了までに所定の授業科目について 10 単位以上を修得し得る見込みの者
- (2) 研究科博士課程後期に 3 年以上在学して所定の授業科目について 10 単位以上を修得し、又は修得し得る見込みの者で、引き続き在学中の者（再入学の者を含み、休学中の者を除く。）
- (3) 研究科博士課程後期に 1 年（2 年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年）以上在学し、2 年終了までに所定の授業科目について 10 単位以上を修得し得る見込みの者で、優れた研究業績を上げた者

第 5 条 学位規程第 3 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、博士（医学）の学位を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、医学研究科委員会を構成する教授 1 名以上の推薦又は紹介がなければならない。

- (1) 本学医学研究科博士課程に 4 年以上在学し、所定の授業科目について 30 以上の単位を修得して退学した者
- (2) 別表第 1 の「大学学部等」の欄に掲げる大学等を卒業し、当該大学学部等の区分に応じた

同表の「研究歴」の欄に掲げる研究歴を有する者

(3) その他、医学研究科委員会において前各号の者と同等以上と認める研究歴を有する者

第6条 学位規程第3条第1項第4号の規定に基づき、博士（医学を除く。）の学位を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、保健医療学研究科委員会を構成する教授1名以上の推薦又は紹介がなければならない。

(1) 博士課程後期に3年以上在学し、所定の授業科目について10以上の単位を修得して退学した者

(2) 別表第1に掲げる大学院保健医療学研究科博士課程前期（修士課程）を終了し、同表の「研究歴」の欄に掲げる研究歴を有する者

(3) その他、保健医療学研究科委員会において前各号の者と同等以上と認める研究歴を有する者

（研究歴）

第7条 第5条第2号及び第3号の研究歴は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 大学の専任の職員として研究に従事した期間

(2) 大学又は他大学の医学研究科博士課程を退学した者の、当該医学研究科博士課程に在学した期間

(3) 本学又は他大学の研究生として専ら研究に従事した期間

(4) 前各号と同等以上と認められる研究に従事した期間

第8条 第6条第2号及び第3号の研究歴とは、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 大学又は短期大学の看護学、理学療法学又は作業療法学専任の職員として研究に従事した期間

(2) 国公立研究機関の看護学、理学療法学又は作業療法学の職員として研究に従事した期間

(3) 本学又は他大学の保健医療学研究科博士課程後期を退学した者の、当該保健医療学研究科博士課程後期に在学した期間

(4) 本学又は他大学の研究生として専ら研究に従事した期間

(5) 前各号と同等以上と認められる研究に従事した期間

（学位申請研究歴審査委員会）

第9条 学位規程第3条第1項第4号の規定に基づき学位論文を提出しようとする者の研究歴を事前に審査するため、それぞれの研究科委員会に学位申請研究歴審査委員会（以下「研究歴審査委員会」という。）を置く。

2 研究歴審査委員会に、若干名の委員を置く。

3 前項の委員は、研究科長が研究科委員会構成員の中から任命する。

4 研究歴審査委員会は、研究科長が必要と認めたときに、第1項の規定による審査を行うものとする。

5 研究歴審査委員会は、第1項の審査を行ったとき、その結果を研究科長に報告するものとする。

（論文の受理）

第10条 学位規程第9条の規定により提出された学位論文は、次のとおり受理するものとする。

(1) 研究科長は、提出された学位論文その他必要な資料を、研究科委員会の会議を招集する1週間前までに各委員に配布する。

(2) 第5条の規定により推薦又は紹介した教授は、推薦又は紹介した理由及び提出された関係資料について所要の説明をする。

(3) 研究科委員会は、前号の説明の後、無記名投票により当該論文の受理の可否を議決するも

のとし、議決の方法は、学位規程第 13 条を準用するものとする。

第 11 条 前条の規定は、第 2 条第 3 号、第 3 条第 3 号及び第 4 条第 3 号に該当する者に係る学位論文の受理について準用する。この場合、前条第 2 号中「第 5 条の規定により推薦又は紹介した教授は、推薦又は紹介した理由」とあるのは、「指導教授は、当該論文提出者が優れた研究業績を上げた者であるとする理由」と読み替えるものとする。

(論文審査委員会の構成等)

第 12 条 研究科長は、学位規程第 12 条第 1 項の規定により、学位論文審査委員会を設けようとするときは、審査に付すべき学位論文及びその要旨を、研究科委員会の招集予定日の 1 週間前までに各委員に配布しなければならない。ただし、第 10 条(前条の規定により準用される場合を含む。)の規定により論文の受理が決定されたものについては、この限りではない。

2 論文提出者は、前項の研究科委員会において、関係論文の要旨その他必要な事項について説明する。

3 研究科委員会は、前項の説明及び配布された資料に基づき、学位論文審査委員会の構成を定め、論文審査委員を無記名投票により選出する。

第 12 条の 2 医学研究科教務委員会は、規程第 13 条第 1 項の規定により、修士論文審査委員会を設けようとするときは、指導教員から推薦のあった審査委員候補の中から主査及び副査を選考し、研究科委員会において承認を得なければならない。

(審査の方法)

第 13 条 学位論文の審査は、論文提出者を出頭させ当該論文の内容の説明を求め、又は論文に関連する事項について試問を行うものとする。

2 学位規程第 8 条第 2 項の規定により行う外国語の試験は、前項の審査の前に英語について行うものとする。

3 学位論文の審査並びに学位規程第 6 条の規定により行う最終試験及び学位規程第 8 条の規定により専攻学科について行う試験には、学位論文審査委員会の議により、委員以外の教授又は関係者を参加させることができる。ただし、当該委員会の判定に加えることはできない。

4 主査は、論文審査が終了した後に、学位論文審査結果(経過)報告書を研究科委員会に提出し、それに基づき、研究科長が研究科委員会に合否の諮問を行い、決定する。

(雑則)

第 14 条 この規程施行上の疑義は、研究科委員会の決定するところによる。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 4 月 1 日規程第 73 号)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 25 年 4 月 1 日規程第 6 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

大学学部等		研究歴	
		基礎医学の場合	臨床医学の場合
大 学	医学部（医学科に限る。） 歯学部 薬学部（6年制） 獣医学部（6年制）	5年以上	6年以上
	薬学部（4年制） 獣医学部（4年制）	7年以上	8年以上
旧医学専門学校			

別表第2（第6条関係）

大学院の学科等	研究歴
大学院保健医療学研究科博士課程前期（修士課程）修了者 （看護学専攻、理学療法・作業療法学専攻に限る。）	4年以上

札幌医科大学学生の懲戒等に関する規程（平成28年6月14日規程第45号）

（目的）

第1条 この規程は、札幌医科大学学則（平成19年規程第50号）第40条及び札幌医科大学大学院学則（平成19年規程第51号）第39条に定めるもののほか、札幌医科大学（以下「本学」という。）における学生の懲戒及びその他の教育的措置（以下「懲戒等」という。）に関し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本規程における「学生」とは、学部、大学院及び専攻科の学生とする。

2 本規程における「懲戒」とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 退学 本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させること。この場合において再入学は認めない。
- (2) 停学 1年以内の期間を定めて、又は期間を定めずに、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止し、原則として登校を認めないこと。
- (3) 戒告 学生の行った非違行為を戒め、将来にわたって同様のことが無いよう反省を促すため、本学の意思表示を文書により行うこと。

3 本規程における「その他の教育的措置」とは次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訓告 懲戒に至らない非違行為について、教育的措置の一環として、学生の本分についての反省を促すため、文書により指導を行うこと。
- (2) 嚴重注意 懲戒に至らない非違行為について、教育的措置の一環として、学生の本分についての反省を促すため、口頭により指導を行うこと。

（懲戒等の処分の量定）

第3条 懲戒等の処分の量定に関し、対象となる行為毎の懲戒の標準については、別表「札幌医科大学学生の懲戒処分ガイドライン」のとおり定める。

2 過去に懲戒等の処分を受けている場合は、量定の判断において、これを考慮するものとする。

（懲戒等の処分に係る手続き等）

第4条 札幌医科大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）委員長は、学生の非違行為があると料想するときは、学生委員会の委員に事実確認に当たらせるとともに、当該非違行為が第2条第2項に規定する懲戒相当と判断した場合は、速やかに学長及び当該学生が所属する学部の学部長（以下「学部長」という。）に報告する。

2 学生委員会の委員は、非違行為に係る事実確認のため、非違行為を行った学生（以下「当該学生」という。）のほか、必要と認める場合、他の学生等に事情聴取を行う。

3 学生委員会は、事情聴取の結果を踏まえて、懲戒等の処分について審議する。

4 学生委員会は、審議において、懲戒処分が相当と判断した場合は処分案を定め、その他の教育的措置が相当と判断した場合はその内容を決定する。

5 学生委員会委員長は、前項の処分内容を学長及び学部長に報告する。

6 学部長及び学生委員会委員長は、第4項の処分案が退学または停学の場合、当該学生にあらかじめ処分案を告知した上で、聴聞を実施する。なお、当該学生が聴聞を拒否する場合は、この限りではない。

（自宅謹慎）

第5条 学部長は、非違行為が第2条第2項第1号に規定する退学又は同項第2号に規定する停学に相当することが明白であると認めるときは、処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入するものとする。

（懲戒処分の決定）

第6条 学長は、学生委員会委員長から報告された処分案を踏まえ、懲戒処分を行うことが必要

と判断した場合は、当該学生が所属する学部の教授会（以下「教授会」という。）及び教育研究評議会の議を経て処分を決定する。

（その他の教育的措置の実施）

第7条 学部長は、学生委員会委員長からの報告に基づき、当該学生にその他の教育的措置を実施する。

2 学部長は、その他の教育的措置の実施について、必要と認める場合、教授会に報告する。（試験における不正行為）

第8条 試験における不正行為に関する懲戒の手続きは、第4条によらず別に定めるところによる。

（懲戒処分の通知及び公示）

第9条 学長が懲戒処分を決定したときは、学部長は当該学生に対して、懲戒処分通知書を交付するとともに、当該学生の連帯保証人に対して処分の内容を通知する。

2 学長は、処分の内容を掲示により学内に2週間公示する。ただし、学生の氏名及び学籍番号は明記しない。

（不服申立て）

第10条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見その他正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分通知書を交付された日から起算して14日以内に学長に対して、文書により不服申立てを行うことができる。ただし、不服申立ての請求は、既に実施された懲戒処分の効力を妨げない。

2 学長は、前項の不服申立てを受理したときは、学生委員会に再審議を行わせるものとする。

3 学長は、再審議の結果を踏まえ、既に実施された処分の変更の要否、変更を要する場合はその内容を決定する。

（停学期間中の措置）

第11条 学部長は、停学期間中の学生に対して、学生担当教員等による定期的な面談及び指導を行わせ、その更正に努めるものとする。

2 学生担当教員等は、停学期間中の学生の反省の程度、生活態度及び学習意欲等について定期的に学部長及び学生委員会委員長に報告する。

3 学生は、停学期間中、本学の教育課程の履修、試験等の受験及び課外活動への参加ができない。ただし、学部長は教育指導上、必要と認めた場合には、一時的に当該学生を登校させることができる。

4 停学の期間は、学則第9条に定める在学期間に算入し、学則第8条に定める修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が3ヶ月以内の場合は、修業年限に算入することができる。

（停学の解除及び延長）

第12条 学部長は、期間の定めのない停学（以下「無期停学」という。）の開始日から1年を経過した学生について、当該学生の反省の程度、更生の状況、生活態度、学習意欲等を踏まえ、学生担当教員等と協議し、無期停学処分の解除の可能性があると判断した場合は、当該処分の解除について学生委員会に審議を依頼する。

2 学生委員会は、前項の依頼に基づき、無期停学処分の解除について審議し、当該学生の反省の程度、更生の状況、生活態度、学習意欲等を総合的に勘案した上で、処分の解除が妥当であると認めた場合は、その審議結果を学長及び学部長に報告する。

3 学長は、前項の報告を踏まえ、無期停学処分の解除が妥当と判断した場合は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て処分の解除を決定するとともに、当該学生に対して、学部長から停学解除通知書を交付させるものとする。

4 有期の停学は、停学期間満了をもって解除する。

5 前項の規定にかかわらず、学生委員会は、第11条第2項の報告等を踏まえて、停学期間満了

による処分解除の適否を審議し、当該学生の反省の程度、生活態度、学習意欲等を総合的に勘案した上で、処分の解除が妥当ではないと判断した場合は、学長に停学期間の延長を進言する。

6 学長は、前項の進言を踏まえ、停学期間の延長が必要と判断した場合は、当該教授会及び教育研究評議会の議を経て、期間の延長を決定する。

(学籍の異動)

第13条 学長は、第4条第1項の報告を受けた時は、その後、懲戒処分が決定されるまでの期間における当該学生からの自主退学の申出を受理しない。

2 停学期間中の学生の休学は許可しない。

(懲戒に関する記録)

第14条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学籍簿に記録する。ただし、本学が発行する各種証明書等にはその内容を記載しない。

(読替)

第15条 この規程の大学院生への適用に当たっては、「学部長」を「研究科長」に、「教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとし、専攻科生への適用に当たっては、「学部長」を「専攻科長」に、「教授会」を「運営委員会」に読み替えるものとする。

(事務)

第16条 学生の懲戒等に関する事務は事務局学務課において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月30日規程第6号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月14日規程第2号)

この規程は、令和3年1月14日から施行する。

附 則 (令和4年9月14日規程第32号)

この規程は、令和4年9月14日から施行する。

附 則 (令和7年10月23日規程第93号)

この規程は、令和7年11月1日から施行する。

札幌医科大学学生の懲戒処分ガイドライン

	対象となる行為	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	暴行、傷害、窃盗、詐欺、器物損壊等の犯罪行為	退学、停学又は戒告
	薬物(危険ドラッグを含む)犯罪行為	退学又は停学
	性犯罪行為(強制わいせつ、痴漢、盗撮、わいせつ物頒布等)、ストーカー行為	退学、停学又は戒告
	ブログ、SNS、ツイッターその他インターネット上、又は紙面上での違法又は不適切な書き込み、投稿等	退学、停学又は戒告
	コンピュータ又はネットワークの不正使用	退学、停学又は戒告
交通事故等	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が悪質な場合(無免許運転、飲酒運転、暴走運転等)	退学又は停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が過失の場合	退学、停学又は戒告
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転、飲酒運転の補助行為等の悪質な交通法規違反	退学、停学又は戒告
学内での非違行為	本学の教育研究、診療並びに管理運営を著しく妨げる暴力行為等	退学、停学又は戒告
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠若しくは汚損行為	退学、停学又は戒告
	授業妨害に当たる行為	停学又は戒告
	試験における不正行為	別に定める
飲酒・喫煙	飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた行為	退学、停学又は戒告
	20歳未満の者と知りながら飲酒を強要した行為	停学又は戒告
	20歳未満の者が飲酒又は喫煙した場合	停学又は戒告
その他	ハラスメント、暴言、その他人権を侵害する行為	退学、停学又は戒告
	授業、実習、研修等で知り得た教職員、学生及び患者の個人情報をご故意又は過失により漏らした行為	退学、停学又は戒告
	授業、実習、研修等で、教職員、学生及び患者の個人情報を不適切に閲覧する行為	退学、停学又は戒告
	研究成果作成・発表の際に論文やデータの捏造、改ざん又は盗用等を行った行為	退学、停学又は戒告
	知的財産を喪失させた行為(※)	退学、停学又は戒告
	学校保健安全法施行規則(平成10年法律第114号)第18条に定める感染症の感染拡大を助長する行為	停学又は戒告
	学校保健安全法施行規則(平成10年法律第114号)第18条に定める感染症の罹患が疑われる場合の本学への虚偽報告、隠ぺい及び黙認する行為	停学又は戒告

(※)知的財産を喪失させた行為

本学の知的財産(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第1項に規定する知的財産)を喪失させた行為(知的財産を無断で提供し、公表し又は指定された場所から移動する行為、共同研究の遂行又は知的財産に確保の目的とする秘密保持契約に違反する行為、知的財産として保護対象に指定された情報を漏えいする行為等)

札幌医科大学学生通則（平成19年4月1日規程第114号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、札幌医科大学学則（平成19年規程第50号。以下「大学学則」という。）、札幌医科大学大学院学則（平成19年規程第51号。以下「大学院学則」という。）及び札幌医科大学専攻科規程（平成23年規程第21号。以下「専攻科規程」という。）に定めるもののほか、札幌医科大学（以下「大学」という。）の学生（学部、大学院及び専攻科の学生をいう。）が遵守する事項を定めることを目的とする。

第2章 宣誓

（宣誓）

第2条 大学に入学を許可された者は、入学の際に学生としての本分を全うする旨を宣誓しなければならない。

第3章 連帯保証人

（連帯保証人）

第3条 学生は、連帯保証人を定め、入学の際にその者と連署した誓約書（別記第1号様式）を学長に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、その学生の父母又は学資を支給する者等とする。

3 連帯保証人を変更し、又は連帯保証人が住所を変更した場合は、連帯保証人変更届（別記第2号様式の1）又は連帯保証人住所変更届（別記第2号様式の2）により速やかに届け出なければならない。

4 連帯保証人は、保証する学生の修学目的の達成のために、誓約の履行に関し責任をもって協力しなければならない。

第4章 住所届

（住所届）

第4条 学生は、入学の際に、自らの居所について住所届（別記第3号様式の1）により学部長、研究科長又は専攻科長に届け出なければならない。

2 前項の住所を変更したときは、住所変更届（別記第3号様式の2）により速やかに届け出なければならない。

第5章 戸籍抄本の提出及び身上異動報告

（戸籍抄本の提出）

第5条 学生は、入学の際、戸籍抄本を学長に提出しなければならない。

（身上異動報告）

第6条 学生は、改姓その他一身上の事情に変更があったときは、速やかに学長に届け出なければならない。

第6章 学生証

（学生証の携帯等）

第7条 学生は、入学の際に学生証（別記第4号様式の1）及び在籍確認シール（別記第4号様式の2）の交付を受け、在籍確認シールを貼付した学生証を、常時携帯しなければならない。

2 学生証の有効期間は、学生証の交付日からそれぞれの者の修業年限又は標準修業年限の末日までとする。ただし、修業年限又は標準修業年限を超えて在籍する者の有効期間は、超えた日の属する年度の末日までとする。

3 第1項の在籍確認シールの有効期間は、4月1日から3月31日までの1年間とし、学生は、毎年度4月30日までに交付を受け、学生証に貼付しなければならない。

4 学生証及び在籍確認シールは、他人に貸与又は譲渡してはならない。

5 学生証をき損又は紛失したときは、速やかに再交付を受けなければならない。

(学生証の返納)

第8条 学生証は、卒業、転学、退学、除籍又は有効期間を経過したときは、速やかに返納しなければならない。

第7章 健康診断

(定期健康診断)

第9条 学生は、大学が実施する健康診断（以下「健診」という。）を毎年受けなければならない。

(健康診断の延期)

第10条 疾病その他正当の理由により、前条の健診を受けることができないときは、その理由を付して学部長、研究科長及び専攻科長に届け出なければならない。

(臨時健康診断)

第11条 健診を延期していた者が、前条の届出の理由が消滅したとき、又は疾病を理由に休学していた者が復学しようとするときは、学部長、研究科長及び専攻科長に届け出て健診を受けなければならない。

第8章 欠席

(欠席)

第12条 学生は、引き続き3日以上欠席するときは、欠席届（別記第5号様式）により学部長及び専攻科長にあらかじめ届け出なければならない。

2 やむを得ない事情により前項の届出を提出できなかったときは、その理由を付して速やかに提出しなければならない。

3 疾病による欠席で、引き続き7日以上欠席する場合は、前2項の届出に医師の診断書を添付しなければならない。

第9章 退学、休学、転学、再入学及び復学

(退学、休学、転学、再入学及び復学)

第13条 次の各号に掲げる者は、当該各号の様式により学長に願い出、大学学則、大学院学則又は専攻科規程に基づく許可を受けなければならない。

- (1) 退学しようとする者 別記第6号様式の1
- (2) 休学しようとする者 別記第6号様式の2
- (3) 転学しようとする者 別記第6号様式の3
- (4) 再入学しようとする者 別記第6号様式の4
- (5) 復学しようとする者 別記第6号様式の5

第10章 団体

(団体の設立)

第14条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、団体の代表2人及び専任の教授、准教授又は講師のうちから当該団体の顧問を定め、団体設立願（別記第7号様式の1）により学長に願い出て、団体設立許可書（別記第7号様式の2）の交付を受けなければならない。

(団体の設立継続)

第15条 許可された期間を超えて団体が活動しようとするときは、毎年5月末日までに団体継続願（別記第7号様式の3）により学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出のない団体は、解散したものとみなす。

(重要事項変更の承認)

第16条 団体が前条による許可を受けた事項を変更しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(団体の解散)

第17条 団体が解散するときは、速やかに学長に届け出なければならない。

(新聞等の配付の承認)

第18条 団体が新聞、雑誌その他の文書又は印刷物等を発刊するときは、その配布の前に当該新聞等2部を添えて学長に提出し承認を得なければならない。

(団体設立許可の取消し及び行為の禁止)

第19条 大学は、団体が学内の秩序を乱すと認められたとき、又は団体の行為が本学の諸規程等に違反したときは、その行為を禁止し、又は許可を取り消すことができる。

第11章 集会

(集会の許可)

第20条 学生が学内又は大学名を使用して学外において集会をしようとするときは、その集会の日の3日前までの日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日)に集会願(別記第8号様式の1)により学長に願い出、集会許可書(別記第8号様式の2)の交付を受けなければならない。

2 学生又は第14条に規定する団体が、学外の団体指導者、講演者等を招へいし事業を行おうとするときは、前項の規定を適用するものとする。

(建物、施設等の利用承認)

第21条 学生が集会のために大学の建物、施設又は備え付けの物品を使用する場合には、所定の手続により、これを管理する責任者の承認をあらかじめ受けなければならない。

2 前項の集会のために大学の建物、施設又は備え付けの物品を使用する者は、各管理責任者の指示に従い使用するとともに、前項により承認を受けた者は、集会のために生じた一切について責任を負わなければならない。

第12章 掲示物等

(掲示等の承認)

第22条 学生が、学内又は学外(学外にあつては大学名を使用する場合に限る。)において、ビラ、ポスター、パンフレット、新聞等を掲示又は配布しようとするときは、その写しを添えて、学長にあらかじめ願い出なければならない。

(掲示場指定、期間及び規格)

第23条 学生が前条の承認を得て学内においてビラ等を掲示するときは、大学が指定する掲示場以外に掲示してはならない。

2 掲示期間は、特別の場合を除き1週間以内とする。

3 第1項のビラ等は、原則として新聞紙1頁大までの規格とする。

(各種行為の承認)

第24条 学生が学内において、本学の教職員又は学生並びに外来者を対象として、印刷物の配布、世論調査、示威運動、署名運動、投票、物品販売、寄附行為、拡声器使用、その他宣伝や勧誘等を目的とする行為をしようとするときは、学長にあらかじめ願い出て承認を受けなければならない。

(違反行為に対する措置)

第25条 前3条に違反したときは、掲示した物を撤去し、又はその行為を禁止する。

第13章 諸調査に対する協力

(諸調査の協力)

第26条 学生は、大学が行う累加記録に関する調査、学生生活実態調査その他の調査に協力するものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月1日規程第19号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月20日規程第72号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第6号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規程第6号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月18日規程第69号）

この規程は、令和2年9月18日から施行する。

附 則（令和7年2月18日規程第9号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

学 生 生 活

学生生活全般については、学務課が担当しております。

教育研究に関する教務的な仕事と授業料や奨学金、各種証明といった福利厚生や厚生補導について、担当係が分担して業務を行っております。

1 授業料納入、減免及び分納

(学務・学生支援係)

(1) 授業料の納入

■金額と納入日

授業料	金額	納入日
前期	267,900 円	4 月 30 日
後期	267,900 円	10 月 31 日

※在学中に授業料が改定された場合は、改定後の授業料が適用されます。

■納入方法

口座振替による自動引き落としとなります。(納入日が銀行休業日の場合、翌営業日に引き落としとなります。)

・納入日(引落日)の前日までに口座の残額を確認し、不足のないようにしてください。 預金口座から引き落とす際の手数料は無料です。
・残額不足等で振替ができなかった場合は、払込票での納入になります。 その際の手数料はご負担ください。
・預金口座を変更・廃止するときは、必ず事前に学務課学務・学生支援係に申し出て下さい。

■納入を怠った場合

授業料の納入を怠り、督促を受けてもなお納入がない場合には、学則に基づき除籍等を含めた措置をとりますので、ご注意いただくとともに、期日内の納入にご協力ください。

・納入日までに授業料の納入を怠った場合は、ただちに納入できない理由などを記載した申出書の提出を求めます。正当な理由がない場合には、翌学期開始日から納入するまでの間、謹慎処分とすることがあります。
・申出書の納入予定日までに納入がなく、2期分を滞納した場合(但し、最終学年については申出書の納入予定日までに納入がなかった場合)については、正当な理由がない場合、除籍処分とすることがあります。

(2) 授業料減免制度

真にやむを得ない理由のため、学費の支弁が極めて困難な学生に対し、願出により授業料を減免制度です。

減免の種類	申請期間
免除、2分の1減額、3分の1減額	前期：3月上旬頃、後期：7月中旬頃

※申請期間等詳細はその都度掲示します。

※授業料減免の申請は、決められた期間に行わなければなりません。被災(罹災)した場合または学資支給人の死亡等緊急な場合には、申請期間に関わりなく減免を受けられる場合があります。

詳しくは学務課学務・学生支援係にご相談ください。

(3) 授業料分納制度

減免制度と同様に、願出により授業料を分納できる制度があります。
申請期間は、授業料減免制度と同時です。

2 各種届出及び証明書交付申請の手続

(大学院係内線 23770)

区 分	担 当	期 限	摘 要
学 生 証	大学院係	入学時 その都度 (再交付)	・毎年4月中に在籍確認シールを添付すること。 ・再交付は「学生証再交付願」により申請すること。
住所届・住所変更届	〃	その都度	
連帯保証人変更届 連帯保証人住所変更届	〃	〃	
氏 名 変 更 届	〃	〃	戸籍抄本1通を添付する。

休 学 願	大学院係	その都度	(休学する日の3週間前までに提出)
退 学 願	〃	〃	(退学する日の3週間前までに提出)
転 学 願	〃	〃	
復 学 願	〃	〃	(休学期間満了前に復学するとき提出)
再 入 学 願	〃	〃	

成 績 証 明 書	大学院係	その都度	
在 学 証 明 書	〃	〃	
修 了 見 込 証 明 書	〃	〃	
修 了 証 明 書	〃	〃	

施 設 使 用 願	医学部教務係 保健医療学部教務係	その都度	講義室等の使用許可
体 育 施 設 等 の 使 用 願	学務・学生支援係	〃	体育館及びトレーニング室(休日等)・新琴似グラウンド等の使用許可
日 本 学 生 支 援 機 構 ・ そ の 他 奨 学 金 の 申 請	〃	掲示により 定める日	
学 生 旅 客 運 賃 割 引 証 通 学 証 明 書 (J R ・ バ ス な ど)	〃	その都度	
授 業 料 減 免 願 授 業 料 分 納 願	〃	掲示により 定める日	・前期申請受付 3月 ・後期申請受付 7月

3 奨学金

(学務・学生支援係)

(1) 日本学生支援機構奨学金

独立行政法人日本学生支援機構法に基づき、教育の機会均等に寄与するため、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し学資の貸与を行い、適切な修学の環境を整備し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的とした制度です。

なお、奨学生となる者は、将来の奨学金返済に対する明確な自覚と責任感を持つことが必要となります。

① 大学院奨学生の奨学金の種類及び貸与月額

種類	在籍区分	利息	貸与月額
第一種奨学金	修士・博士前期	無利息	50,000 円又は 88,000 円
	博士後期・博士 (医)	無利息	80,000 円又は 122,000 円
第二種奨学金	修士・博士前期 博士後期・博士 (医)	年 3%を 上限 (在学 中は無利息)	50,000 円・80,000 円・100,000 円・ 130,000 円・150,000 円のいずれか

② 募集及び申込方法

ア 募 集 毎年4月以降にお知らせします。

イ 申込方法 所定の期日までに、学務・学生支援係へ必要書類を提出してください。

③ 決定及び通知

日本学生支援機構では、大学からの推薦に基づき選考のうえ採否を決定しますが、奨学生に採用された場合は、日本学生支援機構から本学を経て、本人あてに「奨学生証」及び「奨学生のしおり」が交付されます。

なお、資金の関係で採用人員に限度があり、たとえ資格があっても採用されないことがあります。また、第一種奨学生の基準を満たしていない場合でも、第二種奨学生として適格である可能性もありますので、希望者は学務・学生支援係に相談してください。

④ 奨学金の交付及び受領・適格認定

奨学金は毎月 11 日以降（4 月・5 月を除く）、あらかじめインターネット入力により届け出た銀行の普通預金口座に直接振り込まれます。

また、奨学金の継続を希望する奨学生は毎年「奨学金継続願」の提出（インターネット入力）が必要です。

⑤ 奨学金の返還

奨学金の貸与が終了（満期・退学・廃止等）すると、返還の義務が生じます。貸与の終了した翌月から数えて7か月目の月から 20 年以内に割賦の方法で返還しなければなりません。返還割賦額及び返還回数は、返還総額に応じて決められています。返還金は奨学金の財源となりますので、後輩のためにも確実に返還を履行してください。返還を怠ったときは、延滞金が課せられたり、法的措置が講じられることがあります。

⑥ 返還が困難になった場合の猶予

災害、傷病、経済困難、失業など返還できない事情が生じた場合、割賦金額の減額または返還期限の猶予を願い出ることができます。

⑦ 奨学金の返還免除

(ア) 本人が死亡又は心身障害のため返還できなくなったときは、願出によって免除されることがあります。

(イ) 特に優れた業績による返還免除

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた者

として日本学生支援機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。

⑧ その他

詳細については、学務・学生支援係へお問い合わせください。

独立行政法人日本学生支援機構・JASSO のホームページ (<http://www.jasso.go.jp>) も併せてご覧ください。

(2) その他の奨学金

日本学生支援機構奨学金のほか、地方公共団体、民間団体などの奨学制度があります。

奨学生の募集時期はおおむね年度の初めに集中していますが、大学に募集通知のあるものは、学務・学生支援係で閲覧することができます。

各地方公共団体等では、出身学生のための奨学制度を設けているところもありますので、希望される方は、各都道府県・市町村の教育委員会などに問い合わせてください。

4 学校学生生徒旅客運賃割引証

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）は、学生の修学に伴う経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として発行されるものです。

したがって、この制度は学生のみ適用される制度であるということを十分理解し、発行条件として定められた利用目的以外に使ったり乱用したりすることのないよう注意してください。

学割証を発行できる場合は、次のとおりです。

（旅客鉄道株式会社の片道の営業キロが 100 キロメートルを越える区間に限る）

- 1 休暇、所用による帰省
- 2 実験実習などの正課の教育活動
- 3 学校が認めた特別教育活動又は教育・文化に関する正課外の教育活動
- 4 就職又は進学のための受験等
- 5 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- 6 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- 7 保護者の旅行への随行

この学生旅客運賃割引証の使用上の注意は、学生旅客運賃割引証の裏面に記載してありますので、よく読んで使用してください。また、学生証の交付を受けていない学生に対しては学生旅客運賃割引証を発行しません。学割証の発行には、1～2日程度かかります。余裕をもって申請してください。

※JR の往復乗車券の購入について

旅行の日程が、乗車券の有効期間内であれば往復乗車券を購入してください。

片道乗車券の有効期間

200 キロまで	400 キロまで	600 キロまで	800 キロまで	1000 キロまで
2 日	3 日	4 日	5 日	6 日

片道 601 キロ以上の距離を利用する場合は、学割と往復券購入割引の併用が可能です。

往復乗車券の有効期間は片道乗車券の 2 倍です。

※JR 以外における学割適用範囲について

①名古屋鉄道・東武鉄道・近鉄（100km 以上を超えて乗車する場合に限る）

②大部分のフェリー（学生証の提示のみで学割適用となるフェリー会社もあります。例：ハートランドフェリー）

③高速バス（JRバス）…「学割証」の提出は必要ありません。学生証の提示により購入できます。

（注意事項）旅行会社・みどりの窓口で購入する場合は、学割証が必要となります。

④航空券…航空各社の割引制度を確認してください。

5 学生教育研究災害傷害保険制度

（学務・学生支援係）

この災害傷害保険は、学生が正課中、学校行事中、課外活動中、通学中等の災害事故により傷害を被った場合の補償制度で、大学院学生は任意加入となっています。

傷害事故が発生したときは、定められた期日までに保険会社へ事故通知を行う必要があります。期日までに通知がない場合、保険が適用にならない場合がありますので、早急に学務・学生支援係に申し出て手続きをしてください。

<支払保険金の種類と金額>

1 後遺障害保険金の支払例（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合）

(1) 正課中、学校行事中の場合 程度に応じて…………… 120万円～ 3,000万円

(2) (1)以外の場合（学校施設内・学校施設内外での課外活動中・通学中・学校施設等相互間の移動中）程度に応じて…………… 60万円～ 1,500万円

2 医療保険金（医師の治療を受けた場合）・入院加算金

医師の治療を受けた場合	平常の生活ができるようになるまでの治療日数		支払保険金	入院加算金 (180日を限度)
正課中・学校行事中 (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が1日から対象)	治療日数	1日～ 3日	3,000円	入院1日につき 4,000円 (注) 入院加算金は医療保険金の支払の有無に 関係なく入院1日目 から支払われます。
通学中・学校施設等相互間の移動中 (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が4日以上の場合が対象)。	〃	4日～ 6日	6,000円	
	〃	7日～ 13日	15,000円	
上記以外で学校施設内にいる間・学校施設外での課外活動(クラブ活動)中 (平常の生活ができるようになるまでの治療日数が14日以上の場合が対象)	〃	14日～ 29日	30,000円	
	〃	30日～ 59日	50,000円	
	〃	60日～ 89日	80,000円	
	〃	90日～ 119日	110,000円	
	〃	120日～ 149日	140,000円	
	〃	150日～ 179日	170,000円	
	〃	180日～ 269日	200,000円	
〃	270日～	300,000円		

※入院加算金については、1日から対象となります

6 求人情報(参考)

(1) 附属病院リハビリテーション部非常勤雇用

札幌医科大学大学院保健医療学研究 p 科理学療法学・作業療法学専攻学生に対し、附属病院リハビリテーション部業務に携わる非常勤雇用（日々雇用職員）制度があります。詳細は指導教員、もしくは専攻代表である教員に確認してください。

(2) 札幌医科大学HP

「採用募集」のページを参照してください。

(3) 独立行政法人科学技術振興機構 研究者人材データベース「JREC-IN」

<https://jrecin.jst.go.jp/seek/SeekTop>

7 研究費助成制度

研究助成制度には様々なものがあります。内容も研究助成だけではなく研究集会、海外派遣事業など様々ですので、積極的に申請し獲得してください。

(1) 学内予算

各研究領域に配分される予算については指導教員を通しての申請になりますので、必要に応じ指導教員に相談し、指示に従ってください。また、本学の学術振興助成事業には大学院生も申請できます。詳細は大学ホームページ内にある、産学地域連携センター寄付金部門のページを参照してください。

(2) 各種研究費補助金

文部科学省科学研究費補助金、厚生労働省科学研究費補助金、民間団体等助成金等、各種の研究費補助金制度があります。詳細は大学ホームページ内にある、産学地域連携センター産学地域連携部門のページを参照してください。

8 ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタント

大学が大学院に在籍する学生をティーチング・アシスタント（TA）及びリサーチ・アシスタント（RA）として採用し、教員の指導のもとで授業や研究の補助業務に従事してもらう制度です。TAは大学院学生が将来教員となるためのトレーニング機会の提供と、学部教育のきめ細かい学生指導の実現を図ることを目的とし、RAは研究活動の効率的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とします。なお、TA及びRAは、業績（職歴または指定がある場合にはその箇所）に記載することができます。なお、ティーチング・アシスタント（TA）として従事する場合、事前に研修を受ける必要があります。

9 ハラスメントに関する苦情相談員

ハラスメント（Harassment）とはいろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指し、重大な人権侵害になる可能性があります。

本学には、学生に対するハラスメント防止を目的とした苦情相談員制度があります。ハラスメントの被害を受けたときは、泣き寝入りせず、相談員に連絡してください。

※教員の他、附属病院職員、事務局職員にも相談員がおります。相談員の所属氏名等は、学務課までお問い合わせいただくか、大学ホームページをご覧ください。

（大学ホームページ→学内専用ページ→総務課→ハラスメント相談）

10 教育研究領域変更願

教育研究領域の変更を希望する場合は、現研究指導教員及び希望する教育研究領域の研究指導教員並びに専攻代表との合意の上、「教育研究領域変更願」により学務課大学院係に届け出てください。

11 授業科目履修届

履修する授業科目について、「授業科目履修届」により、開講時期が前期（4月～9月）及び通年（4月～翌年3月）の科目は4月最終金曜、後期（10月～3月）の科目は10月第2金曜までに学務課大学院係に毎年届け出てください。

12 既修得単位等認定申請書

本学大学院及び他の大学院において修得した単位を本学の修得単位として認定を希望する場合は、「既修得単位等認定申請書」により、入学年4月最終金曜までに、学務課大学院係に届け出てください。申請後、研究科委員会の議を経て15単位を限度として認定されます。

13 研究指導計画書

大学院学生の研究計画を着実に推進するため、大学院学生と研究指導教員が相談の上、「研究指導計画書」を作成し、毎年4月最終金曜までに学務課大学院係に提出してください。また、研究指導計画書の写しを両方で保管してください。

14 副指導教員選考申請書

研究指導教員の指導を補強及び補佐する副指導教員を他専攻もしくは学部外・学外から必要に応じて選考することができます。選考は、大学院学生と研究指導教員が協議の上、「副指導教員選考申請書」を学務課大学院係に申請提出後、研究科委員会の審議を経て承認された者を副指導教員として認定します。申請は随時受け付けています。

15 指導教員変更願・指導教員変更事項届出書

研究指導教員を変更する場合は、専攻代表が学務課大学院係に「指導教員変更願・指導教員変更事項届出書」を提出する必要があります。申請後、研究科委員会の審議を経て承認され変更が認められます。

16 研究指導補助教員選任届

研究指導教員の指導方針に基づき、大学院学生の研究に関わる補助的な役割を担う研究指導補助教員を必要に応じて選任することができます。選任は、大学院学生と研究指導教員が協議の上、「研究指導補助教員選任届」を学務課大学院係に届け出てください。届出は随時受け付けています。

17 健康管理

保健管理センター

保健管理センターは健康管理に関する専門的業務を担当し、学生及び職員の心身の健康の保持増進を図るための組織です。

保健管理センターには「保健室」と「相談室」があり、医師、保健師、看護師、相談員(公認心理師)がそれぞれの専門性をいかしながら、皆さんの大学生生活を健康面からサポートしています。

1. 保健室について

体調不良やケガなどに対し、看護師や保健師を窓口として、応急対応を行っています。
健康面に関する心配事にも随時相談に応じ、必要な場合は学校医にお繋ぎします。

・利用時間	月～金曜日 9:00～17:00(祝祭日除く)
・場 所	教育研究棟 3階 C311
・電 話	011-611-2111 内線22050・22051・22052
・E-mail	hokekan@ml.sapmed.ac.jp (お返事は平日の8:45～17:30に対応します。)
※スタッフ不在の場合は、学務課[学務・学生支援係](内線 21820)に連絡をしてください。	

*歩行が困難な場合

学内に設置している車いすを利用してください。(表1)

移動が困難な時は教室内の電話から保健管理センターまたは学務課[学務・学生支援係](内線21820)に連絡してください。

*呼吸をしていない、脈が触れない、意識がないなどの場合

救急車やAEDを手配してください。

学務課[学務・学生支援係](内線21820)、保健管理センターに連絡をしてください。

近くの人に声をかけ協力しあって対応してください。

*利用時間外の場合

状況に応じて受診するか救急車を要請してください。

判断に迷った時は、札幌市が運営する【救急安心センターさっぽろ】に電話で相談してください。

↳24時間・365日対応する電話による相談窓口です。(電話: #7119)





2. 相談室について

相談室では専任の相談員(公認心理師)が相談に応じています。

学生生活を送る上で、悩むことが出てきた場合、気持ちが辛い場合、誰かに話を聴いて欲しい場合等は、相談員がしっかりとお話を聴きし、必要に応じて助言を行います。

どんな些細なことでも構いません。一人で悩まず気軽に相談に来て下さい。(個人の秘密が漏れるようなことはありません。)

なお、対面での相談を希望される場合は、事前予約をお勧めします。当日の急な利用の場合は、教育研究棟3階C312に直接お越し下さい。相談員不在の場合は事務室(C310)にお越しください。別日をご案内します。また、メールやLINEでの相談も随時お受けしています。

利用時間	月～金曜日 9:45～18:30(祝祭日除く)	 (LINE)	 (アクセス)
場 所	教育研究棟3階 C312		
電 話	011-611-2111 内線21890		
E-mail	soudan@ml.sapmed.ac.jp		
L I N E	@416cagzy		

3. 健康診断について

学校保健安全法に基づき、健康の保持増進を目的に毎年5月から6月に実施しています。

日程は掲示板や学生サポートシステムなどでお知らせします。自分の健康状態を知るために、必ず受診し、健康管理に努めてください

4. 感染症の予防について

感染症は自分の健康だけではなく、他者にも大きな影響を及ぼします。感染症に罹患しないように努めるとともに、罹患した場合は感染を拡大しないように責任ある行動をとる必要があります。

(1) 感染症に罹患した場合の対応について

学校保健安全法施行規則第18条に定められる感染症に罹患した場合は、第19条に示される期間、出席停止になります。(表2)

感染症の罹患が疑われる場合や診断された時は、速やかに学務課[学務・学生支援係]に申し出てください。

《罹患に関する報告先》	《体調報告に関すること》
■学務課[学務・学生支援係] 電 話：011-611-2111 内線21820 E-mail：gakum@ml.sapmed.ac.jp	■保健管理センター 電 話：011-611-2111 内線22050 E-mail：hokekan@ml.sapmed.ac.jp

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

感染症法上の位置づけが5類に変更後も医療機関においては院内への持込・伝播を防ぐために一定の感染対策が継続されています。

大学内での講義、研究の場合は学校保健安全法に基づく対応を基本としますが、附属病院や教育研究棟での履修や研究活動等については附属病院の対策に準じた対応になります。

詳細は大学における基本的な対策をまとめた「新型コロナウイルス感染症対策ハンドブック」の《報告・行動基準》を確認してください。



5. 保健管理センターからの「お知らせ」について

保健管理センターからの連絡事項は、保健管理センター掲示板に掲示するほか、学生サポートシステムにより配信しています。

保健管理センターのホームページも公開予定です。

公開日が確定しましたら、学生サポートシステムでお知らせします。



札幌医科大学ポータルに保健管理センターのページがありますので、そちらも確認をしてください。

表1:車いす・AED設置場所

	車いす設置場所		AED 設置場所	
	階	場所	階	場所
教育研究棟	1階	西側玄関	1階	西側玄関
	2階	エレベーター前 (2機並んでいるEV)		
	3階	保健管理センター 保健室		
	4階	エレベーター前 (2機並んでいるEV)		
	6階	エレベーター前 (2機並んでいるEV)		
	8階	エレベーター前 (2機並んでいるEV)		
保健医療学研究棟	1階	南側玄関 (風除室内)	1階	南側玄関 (エントランスホールエレベーター前)
	2階	渡り廊下 ※非常用階段避難車も設置	2階	エレベーターホール (渡り廊下側)
	3階	エレベーターホール		
	6階	エレベーターホール		
基礎医学研究棟	1階	警備室の中	1階	警備室側の壁
大学管理棟			3階	エレベーター前
体育館			1階	玄関左横

表2:出席定期の期間基準

	感染症の分類 (学校保健安全法施行規則第18条)	出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう) ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん	発しんが消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る)	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで。
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染拡大を防ぐために必要と考えられるもの)	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

18 附属総合情報センター図書館の利用

□ 附属総合情報センター図書館利用 ID カード

大学院生は、学生証が図書館の ID カードになるため手続き不要です。

別の学内身分を持っている場合は、学生証以外は無効となりますのでご注意ください。

□ 開館時間

開館時間は次のとおりです。

区分		通常開館	特別開館
平日（月曜-金曜）	通常開館	9：00-20:00	20:15-翌日 9:00
	長期休業	9:00-17:00	17:15-翌日 9:00
土曜・日曜・祝日		—	24 時間

□ 入退館、貸出・返却

・図書館への入退館には学生証が必要です。図書館へお越しの際は、必ず学生証を携帯してください。

・学生証をお忘れの方は、図書館正面自動ドアを入り、右手の壁面に設置しているインターフォン（呼び出し：60）でカウンターへご連絡ください。

・貸出手続きは自動貸出機で行ってください。手続きには学生証が必要です。

・自動貸出機では借用中資料の延長手続き（1回のみ）も可能です。なお、延長は返却期限前かつ延滞している資料が他にない場合に限りませのでご注意ください。

詳細は以下の「図書館利用の手引き」をご確認ください。

○[図書館利用の手引き \(PDF\)](#)

□ 蔵書検索・文献検索

資料の検索および医学文献の検索には、図書館内各階に設置されている情報検索コーナーの端末またはお手元の端末から学内 Wi-Fi に接続してご利用ください。

詳細は以下の「蔵書検索（冊子体・電子）の手引き」をご確認ください。

○[蔵書検索（冊子体・電子）の手引き \(PDF\)](#)

□ 文献複写サービス（ILL / RapidILL）

本学で所蔵していない資料の複写物（コピー）を取り寄せるサービスです。

本学は、RapidILL（国際的な図書館間相互貸借システム）を導入しているため、多くの国外文献については、「自己負担なし」で「最短翌日」のご提供が可能です。国内文献については、郵送でのやりとりとなり、費用の自己負担が必要です。どちらも、文献のお渡しは紙媒体となります。

文献複写の詳細は、以下の図書館ホームページとマニュアルをご確認ください。

○[文献複写・現物借用サービス \(図書館 HP\)](#)

○[文献複写サービス申込方法 \(PDF\)](#)

○[文献複写サービス申込方法 \(動画\)](#)

□ オンラインコンテンツの利用と PC 先読み機能無効設定

本学の電子ジャーナル・データベース等は、ログインすることで学内外を問わず、図書館ホームページの「オンラインコンテンツ」から利用可能です。

電子ジャーナルを利用の際に、短時間で大量の閲覧・ダウンロード行為は「不正利用」と見なされ、大学全体の利用が停止されますのでご注意ください。

なお、Microsoft Edge や Google Chrome 等のブラウザには、ページの読み込み時間を短縮する「先読み機能」が搭載されています。当該機能の利用は「不正利用」と見なされますので、必ず「無効」設定を行ってください。

詳細は以下の「先読み機能無効手順」をご確認ください。

○[先読み機能無効手順 \(PDF\)](#)

□ ハゲタカジャーナルに注意

オープンアクセスジャーナルの増加に伴い、適切な査読を行わず、論文掲載料 (APC) による収益のみを目的とする「ハゲタカジャーナル」や実在する雑誌を偽った「ハイジヤックジャーナル」が増加しています。

このようなジャーナルに論文を投稿すると、研究成果および投稿者に対する信頼性を損なう結果になり、後々までご自身のキャリアに悪影響を及ぼします。投稿先の選定は慎重に行うようにしてください。

○[粗悪学術雑誌注意喚起リーフレット \(PDF\)](#)

□ 各種マニュアル

その他、図書館の資料の探し方やオンラインツールのマニュアル等を図書館ホームページに掲載しています。ぜひご覧ください。

○[マニュアル \(図書館 HP\)](#)



[図書館ホームページ](#)

保健医療学研究科教員一覧

1 博士課程前期

専攻・分野名	教育研究領域	教員(内線番号) E-mail	
看 護 学 専 攻 看 護 学 分 野	【修士論文コース】 基礎看護科学	堀 口 雅 美 (28550) hori@sapmed. ac. jp 宇 野 智 子 (28460) tuno@sapmed. ac. jp	
	感染看護学	秋 原 志 穂 (28430) akihara@sapmed. ac. jp	
	女性健康看護学	正 岡 経 子 (28510) k.masaoka@sapmed. ac. jp	
	小児健康看護学	前 田 尚 美 (29450) n-maeda@sapmed. ac. jp 今 野 美 紀 (28650) miki@sapmed. ac. jp	
	成人健康看護学	田 畑 久 江 (28560) hisaet@sapmed. ac. jp	
	老年健康看護学	澄 川 真 珠 子 (28420) masuko0811@sapmed. ac. jp	
	精神看護学	長 谷 川 真 澄 (28640) m-hasegawa@sapmed. ac. jp	
	地域看護学	木 島 輝 美 (28530) yterumi@sapmed. ac. jp	
	臨床内科学	澤 田 い ず み (28610) izumi@sapmed. ac. jp	
	臨床外科学	平 野 美 千 代 (28610) hirano-m@sapmed. ac. jp	
	【専門看護師コース】 小児看護	山 本 武 志 (28630) t-yamamoto@sapmed. ac. jp	
	精神看護	丹 野 雅 也 (28520) tannom@sapmed. ac. jp	
	クリティカルケア看護	水 口 徹 (29460) tmizu@sapmed. ac. jp	
	小児看護	今 野 美 紀 (28650) miki@sapmed. ac. jp	
	精神看護	田 畑 久 江 (28560) hisaet@sapmed. ac. jp	
	クリティカルケア看護	澤 田 い ず み (28610) izumi@sapmed. ac. jp 澄 川 真 珠 子 (28420) masuko0811@sapmed. ac. jp	
	理学療法学・作業療法学専攻 理学療法学分野	神経・発達障害理学療法学	菅 原 和 広 (28730) kaz.sugawara@sapmed. ac. jp
		生体工学・スポーツ整形外科学	神 谷 智 昭 (28770) tkamiya@sapmed. ac. jp
		スポーツ理学療法学	片 寄 正 樹 (28440) katayose@sapmed. ac. jp 岩 本 え り か (29780) e.iwamoto@sapmed. ac. jp

理学療法学・作業療法学専攻 理学療法学分野	筋機能制御学 高齢者・地域健康科学 生体機能評価学 生体システム解剖学	齋藤 悠城 (28780) yuki.saito@sapmed.ac.jp 井平 光 (28720) ihira@sapmed.ac.jp 谷口 圭吾 (29730) ktani@sapmed.ac.jp 齋藤 悠城 (28780) yuki.saito@sapmed.ac.jp
理学療法学・作業療法学専攻 作業療法学分野	感覚統合障害学 中枢神経機能障害 活動能力障害学	仙石 泰仁 (28880) sengoku@sapmed.ac.jp 中島 そのみ (28810) sonomi@sapmed.ac.jp 中村 裕二 (28820) yujin@sapmed.ac.jp 太田 久晶 (28450) hisoh@sapmed.ac.jp 中村 真理子 (28840) mnaka@sapmed.ac.jp 中村 充雄 (29890) micchan@sapmed.ac.jp
	臨床精神・脳機能学 精神障害リハビリテーション学 神経・認知機能治療学 作業科学	石井 貴男 (28800) ishitaka@sapmed.ac.jp 池田 望 (28860) ikedan@sapmed.ac.jp 齋藤 正樹 (28830) msaitoh@sapmed.ac.jp 坂上 真理 (28850) todo@sapmed.ac.jp

2 博士課程後期

専攻・分野名	教育研究領域	教員(内線番号) E-mail
看護学専攻 看護学分野	基礎看護科学	堀口 雅美 (28550) hori@sapmed.ac.jp
		宇野 智子 (28460) tuno@sapmed.ac.jp
	感染看護学	秋原 志穂 (28430) akihara@sapmed.ac.jp
	女性健康看護学	正岡 経子 (28510) k.masaoka@sapmed.ac.jp
	小児健康看護学	今野 美紀 (28650) miki@sapmed.ac.jp
	成人健康看護学	澄川 真珠子 (28420) masuko0811@sapmed.ac.jp
	老年健康看護学	長谷川 真澄 (28640) m-hasegawa@sapmed.ac.jp
	精神看護学	澤田 いずみ (28610) izumi@sapmed.ac.jp
	地域看護学	平野 美千代 (28610) hirano-m@sapmed.ac.jp

看護学専攻 看護学分野	臨床内科学 臨床外科学	丹野 雅也 (28520) tannon@sapmed.ac.jp 水口 徹 (29460) tmizu@sapmed.ac.jp
理学療法学・作業療法学専攻 理学療法学分野	神経・発達障害理学療法学 生体工学・スポーツ整形外科学 スポーツ理学療法学 筋機能制御学 高齢者・地域健康科学 生体機能評価学 生体システム解剖学	菅原 和広 (28730) kaz.sugawara@sapmed.ac.jp 神谷 智昭 (28770) tkamiya@sapmed.ac.jp 片寄 正樹 (28440) katayose@sapmed.ac.jp 岩本 えりか (29780) e.iwamoto@sapmed.ac.jp 齋藤 悠城 (28780) yuki.saito@sapmed.ac.jp 井平 光 (28720) ihira@sapmed.ac.jp 谷口 圭吾 (29730) ktani@sapmed.ac.jp 齋藤 悠城 (28780) yuki.saito@sapmed.ac.jp
理学療法学・作業療法学専攻 作業療法学分野	感覚統合障害学 中枢神経機能障害学 活動能力障害学 臨床精神・脳機能学 精神障害リハビリテーション学 神経・認知機能治療学	仙石 泰仁 (28880) sengoku@sapmed.ac.jp 中島 そのみ (28810) sonomi@sapmed.ac.jp 太田 久晶 (28450) hisoh@sapmed.ac.jp 中村 真理子 (28840) mnaka@sapmed.ac.jp 石井 貴男 (28800) ishitaka@sapmed.ac.jp 池田 望 (28860) ikedan@sapmed.ac.jp 齋藤 正樹 (28830) msaitoh@sapmed.ac.jp

3 研究科長、副研究科長及び専攻代表

保健医療学研究科長		片寄 正樹
保健医療学研究科副研究科長		谷口 圭吾
専攻代表	看護学専攻	澄川 真珠子
	理学療法学・ 作業療法学専攻	齋藤 悠城
		中島 そのみ